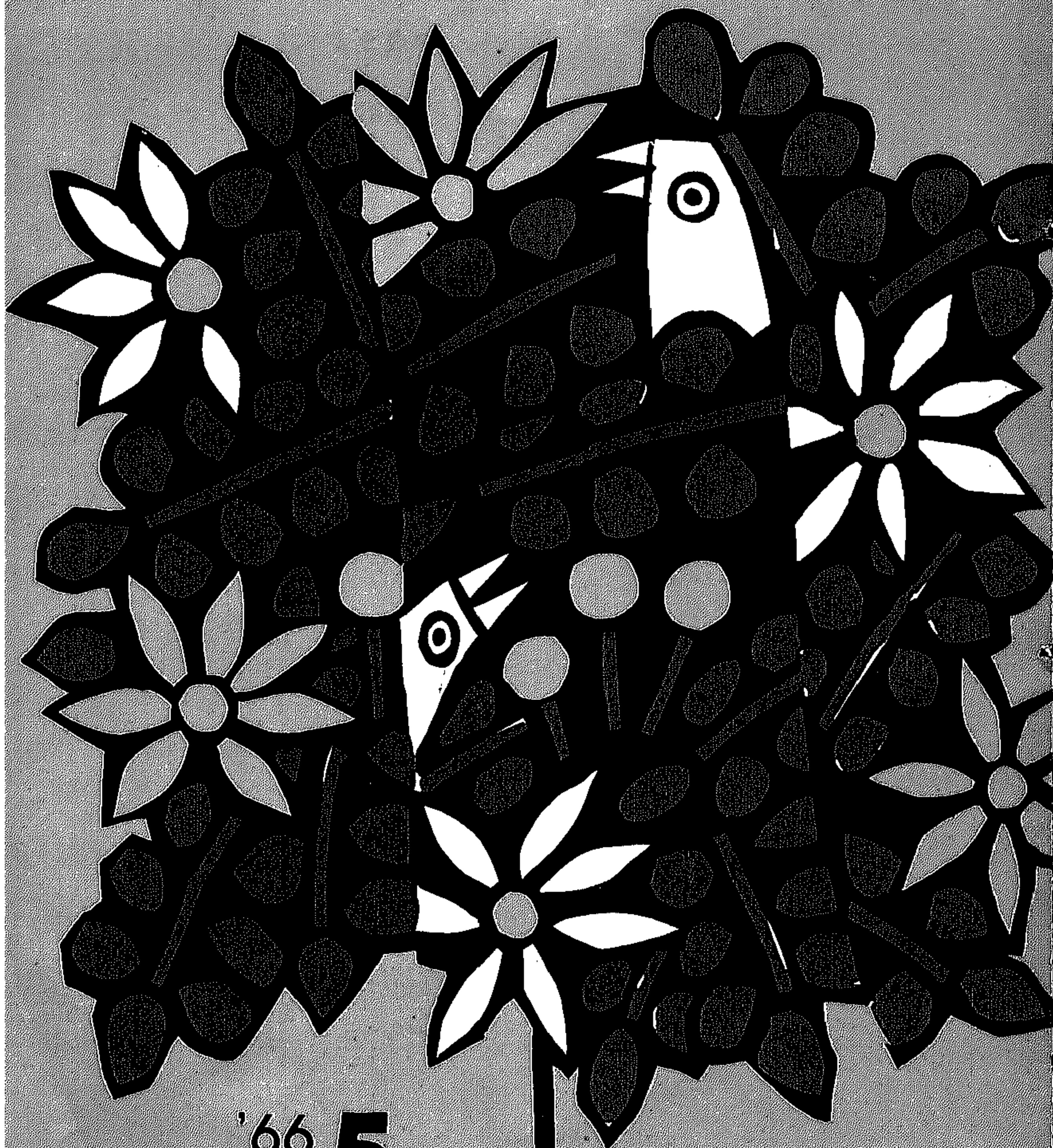


昭和28年5月30日第三種郵便物認可 昭和41年6月5日発行（毎月1回5日発行）第14巻 第5号（通巻145号）

婦人と年少者



'66 5

第14回全国婦人会議出席応募者の状況

第1表 都道府県別応募者数並びに話し合い参加者数

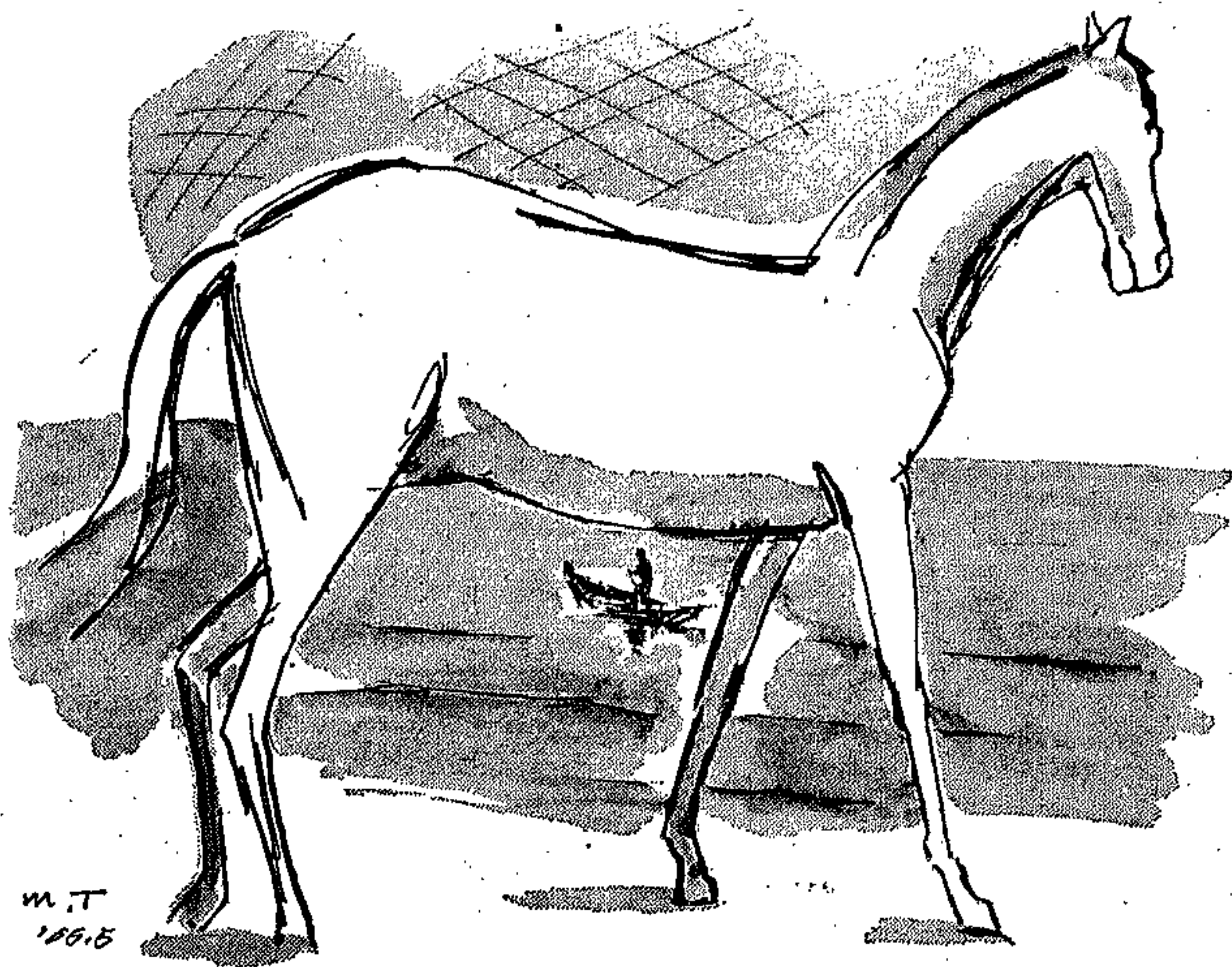
都道府県名	応募者数	話し合い参加者数
北海道	138	333以上
青森	46	266 "
岩手	41	168 "
宮城	77	520 "
秋田	69	293 "
山形	33	167 "
福島	45	123 "
茨城	22	106 "
栃木	21	203 "
群馬	29	119 "
埼玉県	45	194 "
千葉県	42	97 "
東京都	128	249 "
神奈川県	73	314 "
	44	218 "
富山県	120	533 "
石川県	97	317 "
福井県	35	114 "
山梨県	35	100 "
長野県	61	194 "
岐阜県	63	267 "
静岡県	36	214 "
愛知県	125	657 "
三重県	43	141 "
滋賀県	41	131 "
京都市	32	280 "
大阪府	86	265 "
兵庫県	112	1,068 "
奈良県	27	103 "
和歌山県	34	94 "
鳥取県	52	358 "
島根県	77	164 "
岡山県	83	587 "
広島県	113	445 "
山口県	54	216 "
徳島県	35	196 "
香川県	82	344 "
愛媛県	51	216 "
高知県	44	116 "
福岡県	110	484 "
佐賀県	47	170 "
長崎県	44	451 "
熊本県	57	188 "
大分県	69	654 "
宮崎県	28	101 "
鹿児島県	36	108 "
合計	2,782	12,646以上

参考：昨年度の応募者数 2,882 人、話し合い参加者数 13,703 人以上。

第2表 応募者の状況

区	分	応募者実数	%
総	数	2,782	100.0
年齢別	20 ~ 29 歳 30 ~ 39 歳 40 ~ 49 歳 50 ~ 59 歳 60 歳以上 不明	361 699 886 538 140 155	13.0 25.1 32.0 19.3 5.0 5.6
学歴別	旧大・旧高専 新大・短大 旧師範 旧高女 新高小 新高小 その他	123 144 224 1,072 331 78 248 44 152 366	4.4 5.2 8.1 38.5 11.9 2.8 8.9 1.6 5.5 13.2
職業の有無及びその内訳	小計 農業・漁業（内漁業3） 商業・サービス業・工業（自営のみ） 会社員（工員・事務員・店員など） 公務員（公団・公社職員を含む） 教員・団体職員 栄養士・保健婦・保母・助産婦 看護婦・薬剤師 和洋裁・料理・花道・茶道教授 その他	1,150 597 128 190 147 106 79 31 91	39.9 21.5 4.6 6.8 5.3 3.8 2.8 1.1 3.3
配偶者の有無	なし 不明 内職のあるもの	1,152 261 423	41.4 9.4 15.2
子どもの数	あり なし 不明 小計 1 2 3 4 5 6 人 以上	2,031 398 147 13 182 56 353 2,121 284 745 583 301 126 82	73.0 14.3 5.3 0.5 6.5 2.0 12.7 76.2 10.2 26.8 21.0 10.8 4.5 2.9
公職等の有無	あり なし 不明 小計 公団 役員 職員	624 156 508 1,263 895 1,872 318 592	22.4 5.6 18.3 45.4 32.2 67.3 11.4 21.3

(注) 1. 中退はその前の学歴に含める、在学はその学歴に含める。
2. 「あり」の者には、公職と団体役員を兼ねる者があるのでその合計はありの小計と一致しない。



婦人と年少者 十四巻五号 目次

第十九回国連婦人の地位……………藤田たき…2
委員会に出席して……………

第十四回全国婦人会議報告

現代婦人の生きる道(記念講演)……………鵜飼信成…5

今日における婦人の役わり

——進展する社会のなかで——

第十四回全国婦人会議の概況……………10

第十八回婦人週間に外国からおくられたメッセージから……………4・9

青少年育成国民会議の……………年少労働課…20
結成準備について……………

職場のお姉さん制度のあり方……………守谷雄司…21

年少労働行政の今後の課題……………佐久間昭明…22

(資)(料)(室)

昭和三十九年における女子労働力の流動状況(1)……………24

資格を要する婦人の職業④(保健婦・助産婦・歯科衛生士)……………27

婦人に関するうごき……………28

資料ダイジェスト……………30

婦人労働関係資料の紹介……………32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額……………表紙3

◆第十四回全国婦人会議応募者の状況……………表紙2

◆新刊紹介……………28

◆カイザリング女史の講演から……………29

◆婦人少年局ニュース……………表紙3

表紙・扉……………塚谷政義

第19回国連婦人の地位委員会 に出席して



藤田 たき

(津田塾大学学長)

第十九回国連婦人の地位委員会は去る二月三十一日から三月十一日まで、ジュネーヴにおいて開催されました。

国際連合憲章はその前文において「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」とう

たっております。すなわち、婦人の地位を可及的すみやかに向上せしめることによって、男女間に存在する権利と義務に関する不平等を徹廃することは、国際連合の目的の一つであります。そしてその目的達成のため、経済社会理事会の機能委員会の一つとして設けられたのがこの婦人の地位委員会であります。ちなみに現委員国は、オーストラリア・チリ・中国・ドミニカ・フィンランド・フランス・ガーナ・ギニヤ・ホンデュラス・ハンガリー・イラン・日本・リベリヤ・メキシコ・ネパール・フィリピン・ポーランド・ソ連・アラブ連合・英国・米国の二十一か国であります。

これら二十一か国から政府代表・代表代理・アドヴァイサーが出席したのは勿論であります。ILO・UNESCO・WHOなどの国連専門機関の代表、また国連の諮問機関である自由労連・世界労連・国連協会や、二十八にのぼる国際婦人団体から、オブザーヴァーが多数出席いたしました。日本からは私が政府代表として出席いたしました。

さて、議題の第一は役員選考で、議長にはフィリッピン人のベニテス女史がえらばれました。ベ女史は第十八回会議においても第一副議長をつとめたヴェテランで、マニラの女子大学々長です。第一副議長はフィンランドのスイピラ夫人。ベ夫人不在の数日間議長をつとめました。が、頭脳明晰、そのきびきびした態度はまことに印象的でした。第二副議長はガーナのジャガイ夫人。色黒く、歩くのもつらそうなまでに肥

満した婦人ですが、ガーナ最高裁判所判事。会議出席者のうち一番活躍した人気者でしたが、会期中、エンクルマ政権に対するクーデターがあり、何とも気の毒な思いをいたしました。隣国ギニアの可愛らしい代表も「これでアフリカソリダリティ（連帯）も駄目になった」と涙を流していました。ラポター（報告者）はハンガリーのボーカー夫人でした。

役員選考終了、間髪をいれず、ソ連代表により、この席におるべからざる台湾政府の代表がいて、真の中国代表がいけないことは許すべからざることである。直ちに交替させよの意味の発言がありました。これは例年のことで、つづいて中国代表の反論があり、あとは議長から、記録にとどめおく」との発言で、あっけなく終わりました。

こうしていよいよ会議は議題の審議にうつったのでありますが、すべての議題について、ここに述べることは不可能でありますので、そのうち二つについてのみ述べ、他は、この稿の終りに議題を列記するにとどめることといたします。

何といっても一番大事な議題は男女差別撤廃宣言案でございました。

一九六三年の第十八回国連総会は、婦人の地位委員会に対し、すみやかに「婦人に対する差別撤廃宣言案」を作成することを要請し、それをうけて一九六五年、テヘランにおいて開かれた婦人の地位委員会は、起草委員会を設け、鋭意その作成をいそいだのですが、ついに合意

に達せず、こうしてこの宣言案の審議が今回のジュネーヴの婦人の地位委員会の第一議題となつたわけです。なお審議にあたっては、第十八回テヘラン会議でつくられた草案を原案とし、その後ガーナ・英国などによってよせられた修正案を参考として、討論がすすめられました。

さて、この議題の二、三の問題点、すなわち意見がするどく対立した点をのべましょう。まず第一は、これはあくまで宣言であつて条約ではない。従つてその履行、実施を加盟国に強制すべきではない。故に「政府は……しなければならぬ」というがごとき表現は極度にさげなければならぬ、というのが、ガーナ・英国などの意見で、一方、宣言とはいへ、国家・政府が責任をとるものでなければ、婦人の地位は絶対に向上しないというのが、共産国、その他の意見でした。これは結極、前者の勝利となり、すべての項に「適当な処置がとられなければならぬ」というやわらかいが、いささかあいまい表現が採用されました。

第二の点は、宣言であるからには、全加盟国が、よろこんで宣言し得る universality すなわち普遍性をもつものでなければならぬという点でした。もちろん委員のうち一人として普遍性に反対するものはありませんでしたが、何が普遍であるかについては必ずしも意見が一致しませんでした。例えば、日本女性にとって一番大切な憲法による保障など、common law を最高視する国にとっては無用の長物でしかありません。

第三に宣言はできるだけ平易に、できるだけ簡潔であらねばならぬという主張は当然は認められながらも、あれも、これもいれておかねば不安との考えが優勢で、少々ごたごたしたものが出来上がっていました。

この宣言の内容は、男女の同権を事実上破壊または制限する性にもとづく差別は基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯であること、をまず宣言し、すべて婦人を差別する法律・習慣・規則を廃止するは勿論、婦人に対する差別撤廃に関する国連および国連専門諸機関の国際条約をできるだけ早く批准するようよびかけております。法律上は男女完全に平等でも、実際がこれに伴わぬことは、わが国においても衆知のことですが、ことに開発途上の国においては、古い習慣の打破こそ最急務であることが繰り返しのべられました。

全文十一条よりなるこの宣言草案には、男女平等の参政の権利、国籍の取得・変更等に関する男女同一の権利、婚姻・離婚・財産管理・相続等に関する平等、婦人を差別する一切の刑法上の規定の廃止（たとえば日本の古い法律において、姦淫の罪は原則として女子のみにせられ、姦淫の罪は原則として女子のみにせられました。）教育の機会均等、同一価値の労働に対する同一の報酬等々、まことに盛り沢山に、網羅的に並べられております（労働省婦人少年局「国連婦人の地位委員会第一九回会議」を参照されたい）。

なお最後の第十一条第二項は「故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の運営を促進するために、全力をあげるよう促が

される」とうたっております。そしてその意のあるところは、いかに立派な宣言ができあがっても、官民一つになつての努力がなされぬと、それは描ける餅にすぎぬことを警告するものであります。満場一致採択されたこの草案は経済社会理事会をへて、次期国連総会におくられ、その採択をまつものであります。

婦人の進歩のための国連援助の議題は第十六回会議（一九六二）以来とりあげられたものであり、今回の会議では、一九六二年国連総会が提唱した「婦人の進歩のための統一的長期国連計画」の問題が中心でした。

この計画は、国連が各国の経済・社会開発に婦人をよりいっそう広く参加させる目的で、各国政府・専門諸機関・民間団体等と協力して、婦人の進歩のための長期計画を打出そうとするもので、婦人の地位委員会は計画の樹立に協力するよう要請されています。

現在、国連と専門諸機関（ILO・FAO・ユネスコ・WHO）及びユニセフはいずれもそれぞれ分野で婦人の進歩に役立つ広汎な活動を行なつており、これらの機関は政府からの要請によって、国々に援助を与えるしくみになつております。援助の形としては、施設の設定、専門家の派遣、フェロシップ、セミナーや訓練講習の開催などが含まれ、とくに婦人の教育・訓練は各機関とも重視しています。

婦人の地位委員会は、一九六八年の世界人権宣言採択二十周年を期して右の長期計画を発足させようとしており、今回の会議では、各国が

婦人団体と協力して、できれば一九六七年末までに各自国の婦人の進歩のための長期計画の構想と、またとくに、その第一段階として一九六八年からの十年間に行なわれるべき緊急方策について決定するよう促す決議案が採択され、また婦人の地位向上における問題点や、その問題解決のためどんな援助が必要かなどについて、各国政府の意見や希望をきくために、各国に質問書を送るという提案がとりあげられました。また、このような計画の実行には、国連の予算からの資金だけでは足りないことが当然予想されるので、これを賄うために、民間からの寄付による基金を設けるという提案も出されました。後進国援助の特定事業のために民間や政府が国

連に基金を寄託するという制度は従来も行なわれており、たとえば、アメリカの *United Churchwomen of America* という団体がニューギニアの婦人のために訓練センター設立の資金を国連に寄託した例や、スウェーデン政府がアフリカの女子教育振興のためにユネスコに基金の寄託をした例などが紹介されました。

なお今回、この議題の中で家族計画の問題が取り上げられ、家族計画の推進が婦人の地位向上に大いに関係があるとの観点から、国連から家族計画に関する情報や資料の提供を要請する決議が採択されましたが、この決定は、少数の低開発国から、時機尚早であるとの反対があったほか、フランス・メキシコ等の主としてカトリックの国々は態度を保留したため、賛成は十一票のみでありました。

この議題は今回の会議では「婦人の差別撤廃宣言案」について、その審議に多くの時間を費やしましたが、今後の委員会においてもこれは当分重要議題となるものと思われれます。一九六六年十二月にフィリピンで開かれることになっているアジア地域セミナーでも、これに関連したテーマがえらばれるもようであります。

この議題は今回の会議では「婦人の差別撤廃宣言案」について、その審議に多くの時間を費やしましたが、今後の委員会においてもこれは当分重要議題となるものと思われれます。一九六六年十二月にフィリピンで開かれることになっているアジア地域セミナーでも、これに関連したテーマがえらばれるもようであります。

議題数は全部で一六におよびましたが、私法上の婦人の地位、婦人の教育の機会、婦人の経済的権利及び機会等、重要案件は、すべて時間切れのため、詳細な審議は、次期婦人の地位委員会にゆずられねばなりませんでした。

第18回婦人週間に外国からおくられたメッセージ(抄訳)①

* アメリカ合衆国

S・K・パドヴァ女史(作家)

一九六六年の全国婦人会議を企画されるいは参加される皆さまに、今年のテーマについてお祝いを申しあげたいと思います。

このテーマは、貴国の婦人のみならず、私が昨夏お会いしたアジア八か国の婦人たちの多くが必要と感じていたものです。と申しますのは、この時の話しあいで、私どもに今必要なのは、ここちよくと立止って、参政権獲得以後における婦人の成果を見なおし、今後、進展する

る社会のなかでますます複雑になる私たちの役割を、いかにして最もよく果たすことができるかについて、もう一度考えなおすことではなからうか、と話し合ったのです。

皆さまの今年の会議は、日本の婦人たちだけでなく、皆さまと関心を一つにする私ども一同のために、「創造的休止」となるものと信じます。

* カナダ有職婦人クラブ連合会

M・E・アシニダウン女史

日本婦人の参政権行使二十周年にあたる今年の婦人週間に、進展する社会にお

ける婦人の役割というテーマをとりあげる責任さえ負っているというべきでしょう。

われわれが変化している世界に生きているという事実は争うべくもありません。今多くの成果をあげましたが、まだまだた世紀の進歩と変化の速度のほげしさは次の事実を見てもわかります。写真の発見から商業生産までには一二年を要しました、電話では五六年、ラジオでは三五年、テレビでは一二年でした。これにくらべて原子力が実際に使われるようになるまでには六年しかかからなかったのです。

変化は避けがたく、そして絶え間なく加速度を増しています。私たちは変化を理解するだけでは十分ではなく、進んで変化に立ち向うばかりか、変化を促進す

現代婦人の生きる道

鵜飼 信成

(国際基督教大学学長)



数年前にアメリカのある社会学者が、東京郊外にある団地に住んでいる若い夫婦の家庭生活を、実態調査したことがあります。その調査は、いろいろ面白いことを示していますが、質問の一つに、「あなた方は、一月に、あるいは一年に、何回ぐらい両親を訪ねますか」というのがありました。

団地に住んでいる人々は、だいたい親と分かれて生活している人が多いと思います。違う世代が三代以上一緒に住むという家族形態は、一般にへって来ましたが、団地にはとくに、いわゆる核家族的形態が多いわけです。しかし、家族関係の本質からいうと、子供は常に何らかの意味で、親を必要とするわけですから、若夫婦といえども、親と全く接触しないで生活することはできないでしょう。

アメリカのように、個人主義が発展し、親は

子夫婦と、原則として別々に住むのを通常とする国でも、子供が親を訪ねることは、割合にひんばんでありまして、多いところでは、毎週一度、少なくとも月に一、二度だそうですが、日本の団地では、それが年に一、二回という結果が出たようであります。

日本がアメリカと違ってしているのは、一方では、生活条件、交通事情、自動車の普及、距離その他さまざまな条件の違いによるものであることは否定できません。しかし、日本の場合のほうが古い家族形態からの解放、とくに嫁の地位の独立が極端になったようにみえるのは、何を意味するかということが問題であります。そうして、その点に多少考慮を要するものが含まれていると、私は思います。

親子の関係は、社会組織や思想の変動に影響を受けますけれども、それでも基本的には断ち

切ることができず、必ず、人生の決定的な決断をしなければならぬような時には、親子関係に立ち戻って相談をするということは、誰でも経験していることで、古今東西の文学や芸術をみても、そのことは示されており、個人主義的な社会でもそうであることを、社会学者も指摘しています。

今回の全国婦人会議の主題である「今日における婦人の役割」という問題を見たとき、私は家庭における婦人の地位・役割は現在どうなっているかということを考えました。これは、戦前の婦人が家にしぼりつけられていた姿を見てきているからで、そこに解放された新しい婦人の姿があることを期待するからであります。

台所が電化され、明るく暖かくなった今日の社会で、婦人の家庭労働が性質の違ったものになってきたことは喜ぶべきことです。私はこういう状態のもとで、健康な家庭婦人の仕事の一つが、両親や夫や子供のための家事労働や精神的な支えをするためにあることは、正当な分業だと思えます。そうして、同時に、家庭の内部で、家族のすべての構成員の間に、お互いの理解と協調による肉体的、精神的分業が形作られることは可能ではないでしょうか。

アメリカのように、歴史的な原因があつて、女尊男卑の国もありますが、日本のように、長く男尊女卑一辺倒で来た国もあります。しかし、どちらの場合にも実際には、話し合いで両者の正当な分業が成立つことが可能であり、また必

要でもあると、私は考えます。

集まった所感文の中に、教育ママ論が面白い形で出ています。私は教育の問題も、家庭内の話し合いの問題であると同時に、自分の子供だけの問題でなく、子供一般の教育の問題として、団地や村や、PTAや、その他の社会的な会合の場で論ぜられ、解決を求められるべきものと思信じています。

家庭の現実のあり方には、さまざまな問題があります。ある西洋の作家の作品の中に、幸福な家庭はみな同じように幸福であるが、不幸な家庭は、それぞれに違った姿で不幸である、ということばがありますが、私は、これは、幸福な家庭には解決を要する問題がないのに、不幸な家庭には、問題があるからだと思います。そして、この問題は、時代や社会がさまざまであるからでもあり、それと現代の日本と比較しますと、似たものも勿論あるでしょうが、違ったものも多く、解決をしようとすれば、要素や条件が、それぞれの場合に余りに多様なものにおどろかされるのです。それは結局、めいめいが自分の負うべき課題を負うと同時に、他の人々の問題と、互いに問題点を交換しあって、解決へのはげまし合いと、協力作業とをすることが、一切の問題解決への出発点とならなければならぬことを意味しています。

家庭が全く破壊されてしまっている例もないではないでしょう。破壊された家庭の再建に、婦人がどれだけの役割を演ずることができる

か。それは破壊された家庭の姿によってもちろん違うと思います。

家庭の崩壊は、いろいろな形ではじまります。父親が、その働きで得た収入を、まっすぐに家にもって帰らない場合、あるいは、収入をもらは不得られないような失業的あるいは半失業状態に陥った場合にまず見られます。アメリカでは、今、ジョンソン大統領が、ケネディ大統領の理想をうけついで、貧乏に対する闘いをいどんでいます。アメリカでも、例えば、炭坑地帯などへいってみると事業が縮小されたり、閉鎖されたりしたあとの、炭坑街の沈滞した空気が、みる人に苦痛を与えます。しかし、家庭が精神的にも崩壊する例も少なくありません。そういう場合に、家庭は、どういうあり方で復活し、そのために家庭婦人は、何をすべきでしょうか。

私は、こういう問題が、終局的には家庭らしい方法で解決を試みられるのがいいと信じています。そこには、婦人の力、婦人の情操、婦人の愛情が絶対的に必要だと思われるからであります。いい忘れましたが、私は、もう一つ婦人の勇気をその中に数えたいと思います。

このことを痛感させられるのは、家庭の崩壊の一つの原因が、母親の不在にあると同様、社会自身も、母親的愛情の不存在によって、すぐ崩壊してしまうからであります。

十年ほど前に出版されて、英米では、とくに母親たちの間で読まれて、ショックな反響をよび起こしたといわれるゴールドディングとい

う新進作家の「蠅の王」(Lord of the Flies)という小説があります。私は数年前に、その話を聞いて、ペーパーバックの廉価版で買いましたが、最近では日本訳も出ています。日本のお母さんたちがこれを読まれたなら、あるいは、アメリカやイギリスのお母さんたち以上にショックを受けることでしょう。内容を簡単に言いますと、一種の諷刺文学で、少年の一人が南の孤島へ投げ出される、彼らはそこで、彼らなりに社会秩序を作って、生きていくとする、しかし、秩序は無惨に崩壊し、少年たちは動物的な闘争と殺し合いと掠奪の生活に陥っていく、という物語です。ピギーという少年が「どっちがいい——規則を守って仲良くやってゆくの、と狩りをしたり、殺したりするの」と叫ぶけれども、彼は、上から岩をおとされて、これに打たれて崖下に落ち、死んでしまう。

この無秩序は、物質文明の極度に発達した現代文明に対する諷刺ではないかと思えます。しかし、それからわれわれを救い出すものが何であるかを作者は言っていません。私はしかし、私なりに、それは母親ではないかと思うのです。この小説の中の、少年たちの生活に欠けているのは、規則や秩序ではありません。そういうものは少年なりに、自分たちでちゃんと作っているのです。しかし、彼らにどうしても作れないものがある。それが母親の愛であります。これは実は、根底においては、宗教につながっていると思いますが、それは、あとでもう一度取上げることしましょう。

このように、人間の生活関係、とくに荒廃した、しかし外面的には極めて便利になった現代人の生活の中に、ひとたび、何かの理由で秩序の割れ目が生ずると、肉親の母の愛情や、秩序の基礎にある親の愛なしには、それは、安定や均衡を取り戻すことがむずかしいのです。

さて、ここで問題を日常的な面に移してみますと、この秩序は、人間の政治的行政的意思で、円滑に動いてゆくわけです。この政治的秩序のいちばん一般的な運営原理は、現代では、会議体、——即ち、個々人の意見の発表、質疑、討論、裁決という手続の原理であると思います。

私は、こんどの全国婦人会議のような会議で大切なのは、会議というものの意義と性格とを学ぶことだと考えます。会議では、各人のもっている意見が、他のメンバーに十分伝わるような形でまず示されなければなりません。それは、前提となる一定の事実の確認や分析からはじまります。そのこと自身、決してかんたんなことではないことは、お互いに、日常生活で、絶えず経験しているとおりです。例えば、高校生の息子さんが「母さん、どうして僕の手は、この何枚も何枚も手の皮が剥げるの」とたずねるところからはじまっている所感文が、今回、会議員として選ばれた方のものにありました。こういう事実の認識と、何故という疑問と、それに答えるのに必要な、いくつかの事実の確認とがこれに続いています。これは、今日の裁判

や行政や立法の原則でもあります。

私たちは、事実の確認と分析とは十分注意しなければなりません。裁判の場合には事実誤認ということが随分しばしば問題になります。人間の感覚による事実認識には、誤認・錯覚というものが、決して少なくないからです。

週間雑誌の類をにぎわわしている噂話のたぐいは、こういう事実誤認に基づくものが多い。

われわれは、活字になって示されているものを信用しがちであるが、しかし活字にならなくても、他人の口をとおして聞く噂話は何となくほんとうのような気がするものであります。私は手続論の出発点で、とくに婦人の方々が、事実確認の必要性ということの確に理解されることが大切ではないかと信ずるものであります。

錯覚ということが日常しばしば起こることはよく知られているとおりですが、中でも自分の希望するものがそこにあるように誤認する場合は、とくに裁判などに、しばしば見られることです。希望というのは、例えば、自分の子供なら決して悪いことをしない、悪いことをしたのとは自分の嫌いな隣りの誰々である、といったような偏見から生まれてくる事実誤認です。

裁判や行政は、こういう事実誤認が起らないように、いろいろな手続的な保障を定めています。テレビの弁護士プレストンという番組は、こういう正しい事実の発見の手続がどんなものであるかを、私たちに示してくれる教育的でないプログラムでしたが、私は、これに代って登場したスラッター物語「何が真実か」と

いうプログラムにも感心しました。一人のまじめな議員の活動を通して、われわれに教えるものが沢山あります。スラッターは「法案の内容は自分の判断で、どんなに変えようとしてもいいが、ルールは自分勝手に変えられるものではない」と言っています。私たちがこういう手続のルールを日常生活の上にも、是非応用しなければならぬと思います。

戦後の婦人たちは、いわゆる井戸端会議から解放されなければなりませんでしたが、それは、偏見を含んだ、事実誤認を内容とする噂話の交換場所であったからであります。現代の婦人の会議は、本質的にそれとは異なっています。そこでは何よりもまず、事実を明確に認識するため「何が真実か」を発見する手続が用いられていることに注意しなければなりません。

これはある意味では、科学主義の最もよい面であるともいえます。科学はあらゆるものを、自分の目で見て、自分の手でたしかめてみるまでは、それを正しいものと断定しない精神であります。私は、進展する現代の社会は、本質的には科学の精神の上に基礎をおいたものであるにも拘らず、人間関係の問題について、科学主義のかげがうすれて来ることは、間違いではないかと思うものです。

キリスト教では「人を裁くなかれ」ということを教えます。人間は、自分自身が間違いを犯しやすいものであるから、他人を軽々に裁判し、評価し、時には刑罰を加えるということには、もちろん注意を要します。けれども、間

違ったものを発見し、これをただすことによつて、共同生活がうまくゆくのは、むろんのことです。それをするためには、どうしても科学主義の前提が必要なのです。

そして、このように事実が確認されたところで、それに基づいて、ある価値基準を適用し、一定の決定をしなければなりません。

われわれ一人一人は、毎日なんらかの意味で、このような決断をしています。農家なら、きょう、隣の畑仕事を手伝うかどうか、商店なら、こんどの商品にはどんな値段をつけようか、サラリーマンなら、今月の予算の中からどれだけ社会奉仕の寄付ができるだろうか、といったさまざまなものがあります。これが、集団や共同生活になると、問題はもっと複雑であり、利害関係者が多いため、一つの結論に達することは容易ではありません。

私は、この婦人会議が共通の結論を作り出さなければならぬものとは、全く考えていませんが、しかし、集団での討議と決定の手續については、こういう機会にお互いにまだまだ学ばべきものがあると思います。

そうしてここで、今からちょうど二十年前の、一九四六年四月十日、婦人がはじめて参政権を行使し、選挙で一票を投じたことを、私たちは、もう一度思い起こす必要があると思います。

この時の選挙は、複数投票制でしたから、厳密には清き一票ではなくて、めいめいが二票か三票を行使したわけですが、三票も行使するよ

うになると、どういう理由で、誰と誰とをえらぶかという、前に申しました価値の基準と、その適用としての決断とが、極めてあいまいになって来ます。げんにあの日、私の祖母などは、折角手に入れた三票の行使に困りまして、お前一票か二票譲ってやってもいいよ、などと、私の家内に申ししておりました。

そのとき当選した三十九名の婦人代議士の方は、ある意味では、はじめての婦人参政権の行使のお祝いのようなものであったのかも知れません。しかし、それにしても現在の七名は少な過ぎると思います。私の友人で、議員中の男子と婦人の比率は、半々であるべきだと信じており、このような法律案を、国民立法の方法で提案したいと主張している人がおります。これはアメリカの話であります。これにも理由がないことはありませんが、現実には、有権者の半数以上は婦人なのです。このような法律によらず、実際の選挙で、必要ならば、もっと婦人を選出することができるわけがあります。

しかし、それ以上にさらに大切なことは、婦人が政治をとおして、実際に、婦人の問題を解決するばかりでなく、婦人の眼をとおして、社会を見、婦人の手をとおして社会の問題を正しく解決することであると思います。

私ははじめに、母の愛が社会に必要なことを申しました。そうして次に、科学主義、即ち客観的にものを見、真実を見出すことの大切なことを申しました。

この二つは、ちょっと矛盾するように見えますが、実は、矛盾するものではないと思います。むしろこの両者が正しく結びつくことが、進展する社会の中で困難な問題を正しく解決する方法ではないか、そして、そこに婦人の重要な役割があると思うのです。

現代社会の最大の問題は、いうまでもなく科学の力がおどろくべき速さで、社会生活の手段を変えてゆき、それに伴って、さまざまな社会問題が起こっていることにあります。

非行少年の問題も、公害の問題も、人間疎外の問題も、すべて根源は、ここにあるといつてもいいと考えます。

それを解決するのに、単純な精神主義では足りません。私は、これに対処するためには、前にあげた二つの道がどうしても必要だと考えています。第一は、科学的に問題自身を処理すること、そしてこのような科学主義が、行政や政治の根底にもなければならぬ、と信ずるの必要があります。政治が、腹芸やふくみや了解だけで、動かされてはなりません。必要なのは、問題を正確に分析し、原因結果を究明し、それによって、正しい対策を立てることです。

科学の基礎のない行政や政治は、現代のはげしく流動する社会ではとうてい問題を正しくとらえ、これに正しい解決を与える力ももて得ないでしょう。理性を伴わない熱情は、盲目にか過ぎないからであります。

しかし同時に、この科学主義が、冷たい分析だけで、日本社会の諸問題を処理できるかとい

えば、それは決してできないといわざるを得ないのです。何故なら人間関係の中には、科学だけでは計量できない、プラスアルファがあるからです。これを対象としたものが母性愛であるということ、前に申しましたが、別のことばでいえば、神への信仰につながる人間の内心の信仰ともいえます。

国連の事務総長であったハマシヨルドの遺稿の中に次のようなことがあります。

「人生が、汝に要求するのは、汝のもてる力

である。汝のなし得る行為は、ただそこから逃亡しないということである。」

私は、現代日本の婦人たちが、人生と社会との提起する極めて複雑な問題に直面していることを痛感します。家庭生活に、職業生活に、農村生活に、消費生活に、そしてまた、婦人たちをとりまく社会生活に、数え切れないほどの問題があります。その中で、婦人として、どういう役割と仕事をもち、それらに対処しながら、一人一人がどのように生きて行ったらよい

か。それが問題であります。

全国婦人会議は、会議に参加した方々の努力とリーダーの諸先生のすぐれた指導とによって大きな成果を生むばかりでなく、また、その周囲にあって、この会議に関心をもつ多数の人々の熱意によって効果をあげるものであります。お互いに真剣に一人一人の生きがいのある道を発見するために努力したいものであります。

(第十四回全国婦人会議選考委員会委員長)

第18回婦人週間に外国からおくられたメッセージ(抄訳)②

*フィリピン上院議員

エヴァ・エストラダ・カラウ女史

婦人参政権条約が国連で採択される六年前に、日本の婦人が参政権を獲得されたことは、注目に値すると思います。

皆さまがこのように毎年婦人週間を開催されることは、婦人に市民としての責任を自覚させるとともに、政治の現状に目を向けさせる手段ともなるでしょう。

いかながらアジアの婦人たちについて一般にいえることは、投票に自主性がまだ足りないこと、婦人は政党や候補者をえらぶのに隣人とかに夫の意見に左右されがちだということです。アジアの婦人たちが国の立法・行政・司法の分野にもつと進出するように、私たちは手をつ

ないでまいりましょう。この記念すべき日に全アジアの婦人にこのことを呼びかけたいと思います。

*アメリカ合衆国労働省婦人局長

メアリ・D・カイザリング女史

今年の婦人週間は、貴国の進歩にもつとも重要な一歩前進をあとつけた婦人参政権行使の二十周年にあたるという意味で格別意義深い催しであると思います。

私も、進展する社会のもたらす機会と、昏惑と、調整の現実とに直面しております。雇用における新しい興味ある機会、すべての者に教育と訓練を与える必要、増大する都市生活が生み出す諸問題、ヴォランティアとして、専門家として、すべての人によりよい生活を可能に

*西オーストラリア同一賃金

機会均等協議会

会長 ネンニー・ハーケン女史

する責任、私どもは、これらの問題や責任ととり組まねばなりません。婦人少年局の指導的な活動にお祝いを申しあげ、第十八回婦人週間の御成功を祈ります。

ためには、婦人の寄与がますます必要になってくることを自覚しております。

私どもの運動について申しあげますとここオーストラリアでは最近、同一賃金機会均等という私どもの目標に向かって一歩前進がみられました。すでにニュー

・サウス・ウェールズ州で実現していた女教師に対する同一賃金が南オーストラリア州でも認められることになったのです。また、連邦政府と州政府の公務員と

大銀行では、婦人は結婚後動められないという規則があるのですが、オーストラリア準備銀行ではこの規則が廃止されました。連邦政府は働く既婚婦人の問題を各省間で研究するよう命令を出しておりますので、その結果、今後さらに状態が

よくなるものと期待しております。婦人週間と東京での全国婦人会議の御成功をお祈りします。



——開 会 式（開会のことばをのべる高橋局長）——

第18回婦人週間

今日における婦人の役わり

第14回全国婦人会議概況

（委員長—国際基督教大学々長 鶴飼信成氏）により六十名が会議員として選ばれた。本年のテーマは、婦人参政権行使の二〇周年にあたるこの婦人週間に、進展する社会のなかで変化しつつある婦人の役わりを新しい視点から総括的に検討することとをねらいとして設定されたもので、全国婦人会議は各分野における問題によって、それぞれ「家庭婦人の問題」「働く婦人の問題」「農漁村婦人の問題」「市民としての問題」の四つの部会に編成され、話し合いが行なわれた。

部会での討議は、選考委員をかねるリーダーの司会と助言によって進められたが、これに例年どおり、全国組織をもつ婦人団体、青年団体、労働組合から十二名の特別オブザーバーが参加した。

第三日目の移動会議はテーマに即して、進展する社会の現状や、新しい問題に対処する施設を見学するために、三班に分かれ、科学技術館、調布市児童会館・婦人会館、板橋区老人福祉センター・生活館を選び行なわれた。

第一八回婦人週間は「今日における婦人の役わり——進展する社会のなかで」というテーマのもとに、四月十日から全国的に展開され、この週間の中央行事である第一四回全国婦人会議が労働省・NHK共催で、四月十三日から十六日までの四日間東京で開催された。

会議出席希望の所感文応募者は二千七百八十二名で、このなかから選考委員会

例年、世界各国からこの週間にメッセージがよせられるが、今年も三十二か国及び十の国際団体から百十通がよせられた。

会議のプログラム、部会における話し合いの概要、移動会議の内容などを次に紹介する。

プログラム

四月一三日（水）産経会館

開会式 一〇・三〇—一一・三〇

合唱 「世界の花」

合唱 日本女声合唱団

演奏 東京放送管弦楽団

指揮 土肥 泰

開会のことば

労働省婦人少年局長 高橋 展子

労働大臣 小 平 久 雄

NHK会長 前 田 義 徳

選考委員長・会議員・部会リーダー紹介

記念講演「現代婦人の生きる道」

国際基督教大学々長 鶴 飼 信 成

（全国婦人会議選考委員会委員長）

第一部会

リーダー 伊 藤 昇

（津田塾大学教授）

会議員

古 沢 千 代（山形）

相 楽 千 子（福島）

大 塚 怡 子（埼玉）

遠 山 あ 子（千葉）

中 村 登 喜 子（神奈川）

高 木 富 子（岐阜）

倉 橋 文 子（愛知）

岩 崎 み 子（三重）

村 田 君 江（大阪）

木 下 敦 子（兵庫）

坂 尾 茂 子（徳島）

安 藤 邦 枝（香川）

浜 道 き 子（熊本）

押 川 容 子（宮崎）

山下 千 子（鹿児島）

第二部会

リーダー 水 木 洋 子

（劇作家）

会議員

工 藤 フ サ（青森）

小 野 ち か（宮城）

五十 嵐 と り（群馬）

笠 原 徳 子（埼玉）

宇 田 川 美 音 子（千葉）

戸 枝 貞 子（東京）

太 田 千 栄 子（富山）

織 田 末 子（福井）

中 野 千 歳（長野）

山 崎 雅 子（愛知）

大 元 千 紘（広島）

上 野 歌 子（佐賀）

徳 淵 和 子（長崎）

甲 斐 照 子（大分）

坂 田 笑 子（宮崎）

外国からのメッセージ

合唱「世界の花」

部会 一三・三〇〇一七・〇〇

四月一四日(木) 虎ノ門共済会館

部会 一〇・〇〇〇一七・〇〇

四月一五日(金)

移動会議 九・〇〇〇一七・三〇

各種施設の見学及び懇談(会議員のみのみ)

四月一六日(土) NHKホール

総会 一〇・〇〇〇一七・三〇

合唱「世界の花」

合唱 日本女声合唱団

指揮 土肥 泰

司会 安藤 梢アナウンサー

第一部

あいさつ

NHK教育局長 吉田 正

経過報告

労働省婦人少年局長 木下 雪江

話し合い

部会報告・討論(部会リーダー・会議員・傍聴者)

司会 初見 弘アナウンサー

第二部

デュークエイセスと歌おう

歌 デュークエイセス

演奏 八城一夫トリオ

曲 目 おさななじみ

女ひとり

ドンナ ドンナ

ドライ ボーンズ ほか

歌唱指導 「花」

閉会のことば

労働省婦人少年局長 高橋 展子

第一部会

家庭婦人の問題

リーダー 伊藤 昇

この部会では、家庭婦人の立場から、今日における婦人の役わりを論じるといふことで、その構成メンバーも会社員である一人を除いてすべてが、いわゆる家庭婦人であった。

会議は、婦人がはじめて参政権を行使してから二十年間、家庭生活にどのような変化があったかを話し合うことによつて現在の問題の所在を見極め、その上で今後どうしたらよいかを検討するという方向で進められた。

一 家庭生活はどう変わったか

まず、婦人が政治に参加したというところが、婦人の願いとどう関係しているかつまり、二十年たった今日、その婦人たちの願いが達せられたかどうかという観点から二十年間の家庭生活を振り返って見た。ここでは、文化の進展が人間の生活にプラスになったかどうか、という点を中心に話が進み、家事労働は軽減されたが、その時間に内職をしないと収支の

バランスがとれないこと、農村では昔は出稼ぎをしなくても生活できたが、農業が近代化したといわれる今日、出稼ぎが増加しているのはどういふことか、近郊農村でも専業農家が減少し都市への通勤者が増え、都市においてはまた、共稼ぎを余儀なくされている。これらの事柄は教育費の値上がりや、マスコミの攻勢による無計画な消費などの問題と深く関係しており、一体二十年間に何が進歩したのだろうかということになった。

また、衣食住の変化が人間関係にも大きく影響していること、中でも住宅問題の深刻な都市では、子供の教育上望ましくない環境であることや、危険な建物であることを知りながらも、転居できない実情が述べられた。一方、親子関係自身も大きく変化しており、親は子に何も求めないという割り切り方をしなければ時代の流れについていけないという若い母親からの意見とともに、親は子を育てると同時に自分も育てて来たのであって、その間に老後の生き方を確立しておくべきで、それができない者は婦人として失格であろうという中年婦人の意見にうなずく者が多かった。

二 いまどこに問題があるか

このように、二十年間の変化を、人間の生命や幸福との関係で論じた時点で、それでは今、一体どこに問題があるのかを話し合った。これまでの話し合いが、広範囲にわたる問題を無秩序につづいて

第三部会

リーダー 浜田陽太郎

(東京教育大学助教授)

会議員 岩崎富満子(北海道)

門屋和子(岩手)

残門久子(宮城)

山内ノブ(秋田)

阿久津ふくえ(栃木)

吉田トミイ(新潟)

金平清子(石川)

滝沢歳子(長野)

布施千代子(滋賀)

西田多輝子(京都)

牛尾正子(兵庫)

山根和子(鳥取)

梅原絹子(島根)

塩田節子(岡山)

戎 柳(徳島)

第四部会

リーダー 岩井弘融

(東京都立大学教授)

会議員 小野寺キヨ(秋田)

大森キク(茨城)

高木千鶴子(群馬)

深田恵美子(石川)

戸泉恵美子(山梨)

桜井陽子(静岡)

川瀬鈴子(三重)

植田秀子(奈良)

高田千代子(和歌山)

長本清子(広島)

羽仁美津江(山口)

阿部典子(愛媛)

田村八重(高知)

平尾朝海(福岡)

坂本鶴子(熊本)

ため、掘りさが足りないという会議員同士の反省から、話し合いの方向を人間関係から入って、教育問題・社会問題の順に論じようということになった。

(1) 人間関係の問題

今日では、婦人の進出ということが主に考えられるため夫婦の関係が薄くなっているという話から、子供が生まれて来る前に夫婦がしっかりした家庭づくりをする必要があること、家庭の中にある秩序や雰囲気の子供の体の中にしみこむので、理論体系によるしつけ以前が問題であること、など各自が異口同音にその理想とするところを述べた。この部会では「円満な家庭」とは自由に意見が言える中に礼節と愛情のある家庭であり、さらに宗教的情操のある家庭ということであった。人間は結局、人間でしかあり得ないという自覚、大きな自然の力には逆らいついていけないという自覚から、宗教心が生まれるのであって、今日の家庭には、これがないために起こる問題も多いという意見が一人ならずあった。

このような、多少抽象論が論じられた中で、一会議員から、今日「進展する社会」という言葉は勤労者の妻にとっては「きびしい社会」という意味しかもたず、家庭婦人といえども、子供や主人にかかえるというだけではだめで、きびしい社会の中でしっかり家庭を管理する賢明な婦人になる必要が説かれ、裁縫・仕事・炊事・洗濯・掃除のサシセソの主婦か



—第一部会の状況—

ら、考え、記録し、工夫し、計画し、行動するカキケコの主婦になろうとの発言があり、皆の拍手を浴びた。

(2) 教育問題

会議員の殆んどが教育問題に多大の関心を持っていたようで、この時に限らず会議の殆んどが多かれ少なかれ教育問題との関連で話し合われたといえるほどであったが、まず、ここでは、教育ママに対する批判と同時に、教育ママを作る社会、政治のまずさが問題になり、学力テストが三年間全国第一位だった県でその記念碑が立ち、教育長が参議院選挙に出馬したという事例にも言及された。その

他、進学補習の行き過ぎとそこからとり残された子供の問題、学歴偏重、有名校の問題などが出され、また東北地方の会議員から、農村の出稼ぎの殆んどは子供を大学にやるためにやむを得ないものであるという実情が報告されて、教育問題の深刻さが痛感された。

(3) 物価・消費問題を中心にした行政問題、地域社会の問題

この問題については、家庭婦人の大きな関心事である物価問題・消費問題が討議の中心となり、農村の会議員から生産者価格が野放しにされていること、生産者不在の価格決定の問題が出され、物価安定政策の必要と中間搾取を減らすための流通機構改革の必要が叫ばれた。また、保育所・塵芥処理場などの公共施設の設置についても、議員の得票の必要から、真に必要な所に建てられないといううらみが述べられた。

三 これからどうしたらいいのか

これまでの話し合いの中にもその解決策にまでふれられた面はあったが、ここで改めて、望ましい家庭婦人のあり方、及び望ましい社会と政治のあり方という二点を中心に討論のまとめをした。

(1) 望ましい家庭婦人のあり方

話の中心はやはり子供の教育に関する問題であり、それと関連して主婦が外で働くことの是非、さらに家庭経済のあり方と話題を進めていった。

子どもの不良化は母親の愛情のしつこさと狭さにも原因があり、母親はもっと広い視野で、「社会の子」という観点で子どもをみるべきだとか、母親が働く場合でもその態度と自覚いかんで子どもはそれを前向きに受けとめてくれるものであり、母親がつきっきりでも心の鍵っ子が出るとか、望ましい母親の態度について話し合った後、学校教育の問題に移り学歴偏重の社会に対する批判と、それを母親たちが世論で変革して行く必要が説かれ、エリート教育でなく、教育の底辺を上げることが必要であり、そのために能力に応じた多様性のある後期中等教育の必要が訴えられた。

主婦が外で働くことについては、この部会中唯一人の職業婦人に、子どもをおいてまで働くことの理由が何であるかに議員一同の興味が集まったが、それと同時に、大いに激励もしていた。そして、この部会では、主婦として、妻として、母としての役割を他人にまかせてまで働くことには疑問を持ちながらも、どうしても働かなければならない婦人のために、その人たちの足をひっぱることにないよう家庭婦人は大いに協力すべきであることと、いくら心のつながりがあっても留守家庭という事実はまげられないのであるから、婦人が団結して子供の社会環境をよくする要求（保育所・児童館の設置要求など）をしていかななくてはならないというところに落ち付いた。

さらに、外に出て働かないまでも、勤労者の主婦は殆んどが内職をしており、低賃金で長時間労働に甘じている実情が報告され、それらの人の権利も社会連帯の力で守って行くべきことが語られた。

家庭経済の問題については、農村の側から、都市と農村の収入の格差の問題、僻地において七〇%の高校進学率をささえている農村のまずしさ故の過度の教育熱心の問題などをめぐって、農業政策の欠陥が鋭く描き出されたが、また同時に都市の側からも、勤労者の住宅問題の深刻さ、それが教育問題にもつながり、不良化の原因にもなっていること、勤労者のための住宅政策といえども資金調達の不可能な大部分の勤労者にとってはなきに等しいことなどが訴えられ、話題は望ましい社会と政治のあり方に移った。

(2) 望ましい社会と政治のあり方

望ましい社会の実現のために婦人は、個人の力で解決できない事柄を社会的連帯の力によって解決させるための源動力になる必要が全員によって確認された後、婦人参政権獲得の初回選挙で三十九名の婦人が当選したが、その後婦人議員の数が減少している理由をよく考え、今日、改めて婦人の力で真に望ましい社会の実現に努力してくれる婦人議員を選出していくことが、参政権獲得後二十年を経た今日における婦人の役割であるというところに皆の意見が一致し、二日間の熱心な部会討議は幕を閉じた。

第二部会

働く婦人の問題

リーダー 水木 洋子

この部会では進展する社会の中で婦人が職業をもつ意義は何かといった認識から出発し、近年、「婦人は家庭に帰れ」という言葉が聞かれる中で、家庭と職業の比重をどこに置くか、職業意識と職場における男女差別、生理休暇・育児休業といった婦人と職業の問題、母親が職業をもつことにより派生してくる乳児施設・託児所・学童保育など子供の養育に関する問題、中高年婦人の職業参加等の問題が中心に話し合われた。雇用労働者として働く婦人の問題にかぎらず、家庭の主婦として、中小企業の経営主の妻として、養護施設の保母として、教職にあるものとして、社会的連帯の中で働く婦人の問題をどのように考えて行くかにつき、話し合いを進めて行った。話し合われた内容は次のようなものである。

一 婦人と職業

日本経済の進展、産業構造の変化などにともない、働く婦人の数も増加し、また、質的にも徐々に変化を生じてきている。このような状況の中で、婦人が職業をもつということは経済的な理由による過度的な生活がゆたかになるまでの一時的な現象なのかどうか、この点から現在働く婦人の姿勢を明確にして

みたいというリーダーの問題提起から出発した。

婦人が職業をもつということは、生きるための最低の保障、ある程度の生活水準の維持といった経済的理由によることも多い。しかし、教職にある会議員から共稼ぎにふみ切った時には経済的な理由が主だったが、現在は、教師の存在が子供の人間形成にどのように役立つか、という一つのテーマを持って働いている。また、仕事に生きがいを感じ、一個人の間として仕事に生きてよいのではないかといった仕事に対する使命感に支えられた働く婦人の像が描かれた。一方、なんとなく習慣に流されて働いている者も少なくない。家庭を守りながら仕事を続けるために家庭と職場とどちらに比重を置くか、「婦人よ家庭に帰れ」という言葉をどのように考えるかについて話し合った。

子供を生み育て、家庭を管理して行くことは女性の大事な仕事であり、家庭を第一に考え、家庭に破綻をもたらさない範囲で社会とのつながりを保つことが大切である、という意見があった。この意見をもとめて、このような現象だから家庭を第一に考えるといった現在の状況から問題を規定するのではなく、進展する社会の中で働く婦人の立場を考えると、社会の中で働く婦人は家庭に帰れ、という言葉も真に家庭を重視する故でなく、そのうらに経済変動にしたがって婦人を

職場からしめ出す意思がありはしないか。家庭と職業の両立は生活の知恵で克服し、共稼ぎ世帯の増加に伴う派生的な問題のために家庭に帰るのではなく、この困難な問題をどのように克服するか大きな問題である。婦人は社会的、人間的なものとして力を伸ばして行かなければならない。横のつながりを強化し、社会的な連帯の中で問題を解決して行きたい、婦人の働くことの社会的認識だけは持たたいということが、この話し合いの中で強調された。

しかし、このような言葉が出るには働く婦人の立場をもう一度反省する必要がある。例えば、生理休暇・育児休業などが職場で対男性との関係でハンディキャップになっていないか、女性としての諸権利の主張が働く婦人の立場を弱いものにしてはいないかという疑問が提出された。この疑問に対し、生理休暇取得を女性が働くことのハンディキャップと感ずる必要はない。基本的には、必要な場合に生理休暇を取れる方向で、労働条件の改善を考えて行く必要があるという意見がでた。

リーダーからも、職場でかけがえのない存在となり、仕事に対する厳しさを保持していれば、一日仕事に参加出来なかったことがマイナスになるとも考えられないう助言がなされた。若い層の就労が嫁入り仕度、やむをえない共稼ぎ等の理由から仕事への使命感がうすいと言わ

れるが、本当にやりがいのある仕事、待遇が女性に与えられていない。また、若い人々の職業選択にあたり、先輩の婦人として適切な助言をする責任があると同時に、女性の職業は嫁入り前の腰かけ的なものであるといった従来の社会慣習による職業観を反省する必要があることなどが話し合われた。

二 子供の養育——乳児施設・託児所・学童保育

働く母親にとって子供の養育の問題は最大関心事である。P・A・Tやその他各種会合にも仕事の都合で出席できにくかった母親が働く母親たちに呼びかけ、自分たちの手で職場家庭教育学級を運営している体験談や、婦人会員として、地域の鍵っ子を対象とした学童保育所の交替奉仕をしている模様などが話され、それらの話合ひの中で、種々の問題が検討されて行った。婦人会員の無償奉仕活動の中で、より豊かな生活を目指して働く人の子供を、家庭第一と考えて家庭に止まっている主婦が、無償で世話をすることに對する矛盾感も述べられた。また、施設における保育の人員不足ときびしい労働条件、施設の中で育てられる子供の情操面への影響など、各施設拡張運動にともなう附随的な問題があまりにも多すぎる事が述べられた。これら施設の必要性については、既に理論の段階はすぎている。設置についての運動はどのような方向で行なわれなければならないか。各人の

の奉仕活動によらないで保育の資格を有した専門家による保育、それにもなう公費の予算化など地方自治体への働きかけの必要性が話し合われた。

しかし、これらの要望を政府機関や地方自治体のどこに持って行くべきかという点さえも明確でないという政治の立



—第二部会の状況—

あまりにも過信されていることなどが話し合われた。

三 中高年婦人の職業参加

家庭への密着から解放された主婦が何か生きがいのある生活を送りたいと三十五歳になって保育の資格を得ようと努力している例が話された。保育の人手不足の現状の中でも三五歳という年齢に職場自体が制約され、働きたい意欲が資格取得の前に挫折してしまいがちである。農村や地方小都市では働こうにも労働市場がない。社会の受入れ体勢がととのっていないなど中高年婦人が就職しようとした時種々の制約がある。また、低い内職賃金が働く婦人の賃金水準を引下げているのではないか。内職の中間搾取を究明する一方、公的機関である内職公共職業補導所の設置、家内労働法の制定などを見守る必要がある。同時に、働かなければ生活できないボーダーライン層の人々の足を、働くことに切実な意味を持たない中高年の婦人がひっぱらないよう注意する必要があることが話し合われた。

家庭から解放された中年以上の婦人が再び社会との接触を持とうとする場合、それが趣味の域を出ることが困難である。さらに一歩発展した形で社会との連繫を持つにはどうしたらよいか。長期的な生活設計にもとづいた学習活動、的確な指導と研修制度、就労への再教育と再訓練の必要性が強調された。しかし、特別の自覚もなく生きて来た婦人が就職し

ようとした時、手も足も出ない状況におかれているこの現状は、そんな女の人を育ててきた社会、即ち良妻賢母の形だけをおしつけてきた歴史が問題である。しかし、この中年婦人のみじめな状態を社会の責任におしつけるのではなく、自分たちの無自覚性にあることも認識する必要がある。生きるために働こうとした時、劣悪な労働条件に甘んじなければならぬ中高年婦人の現状を今の自分たちの生活に結び付けて考えていきたいというリダーの助言がなされた。

四 中小企業、商店の問題

中小企業経営主の妻として、若年労働者の定着の問題を、信頼できる人間関係を打ち立てることによって努力してみたい、若年労働者の職業観・人生観等が不明確なのは中小企業の賃金、将来の展望などに希望が持てないといった中小企業自体がかかえている問題に起因している、これは、単なる善意では解決できない、大きな日本経済の観点から分析して行く必要があることが話し合われた。

最後に中小企業問題、中高年婦人の就職、保育所・学童保育施設の拡充など既に理論の段階にきているが、これを行政にどのように反映させて行くか、そして、市民として、働く婦人として、地域に根をおろした実行活動の中で話し合いを一歩前進させることが大切なのではないかという課題を持って、話し合いを終わった。

第三部会

農漁村婦人の問題

リーダー 浜田陽太郎

この部会の特色は会議員のほとんどが農業従事者であり、年齢的にも四〇代三〇代が多く農業の中心的な担い手が多かったため、生活を通して得られた力強い発言が多く、問題によっては議論の白熱する場面もみられた。経営形態別には専業・兼業の割合がほぼ半々で、また、非農家から嫁いで現在は宮農の一切をとりしきっている主婦が、一五名中五名もみられた。

一 出稼ぎ（主婦の日雇等も含む）について

冬期積雪地帯の半年出稼ぎ、多毛作地帯の短期出稼ぎ、新興工業地帯近接農業の通勤出稼ぎ等の地域的な特色が述べられたが、この中で共通して出稼ぎのもつ弊害——家庭生活への悪影響の問題——がとり上げられ、出稼ぎの是非について次のような議論がたたかわされた。各項を通じて、一般に出稼ぎは宮農や家計の計画性によって防げるとする意見と、農業の本質的問題からくるもので、計画性だけでは防げないとする二つの考え方が示されていた。

(1) 主婦の出稼ぎについて

安易に現金収入を求めて母親が家をあけることには反対、子供を第一に考えよ

うという意見が多かったが、これに対し母親不在という点では日雇いも農業も大差なし、母親の知恵と努力で育児面での弊害はある程度カバーできるとする意見も若干見受けられた。また、やむを得ぬ出稼ぎなら、育児を母親個人の責任とせず、共同保育の方法を講じなければならぬ、対象となる子供が広い地域に散在するので保育所設置の認可が困難であるが、地方政治へ働きかけようとの意見も出された。

(2) 目的別にみた出稼ぎ

生活のためのぎりぎりの線で行なわれる出稼ぎはやむを得ぬとして、どの線までを容認できる出稼ぎ、どの線からは容認できない出稼ぎと考えるかを、出稼ぎの目的別に考えてみようというところへ議論が進んだ。

○子どもの教育費のための出稼ぎ

子どもが生まれた時からの長期計画や奨学金の利用等の方法で出稼ぎはしなくてすむという意見に対し、現在の教育費は予想できぬほど高騰している、特に山村から子どもを都会へ出すのは莫大な費用がかかる、教育費のための出稼ぎはやむを得ぬという意見が大半を占めた。

○営農機具購入のための出稼ぎ

農業合理化のための機具購入が出稼ぎを生むという悪循環になっている、狭い耕地のための機具の個別所有より共同所有の方法を考えようとする意見に対し、農作物は早期出荷ほど値が高い、人より

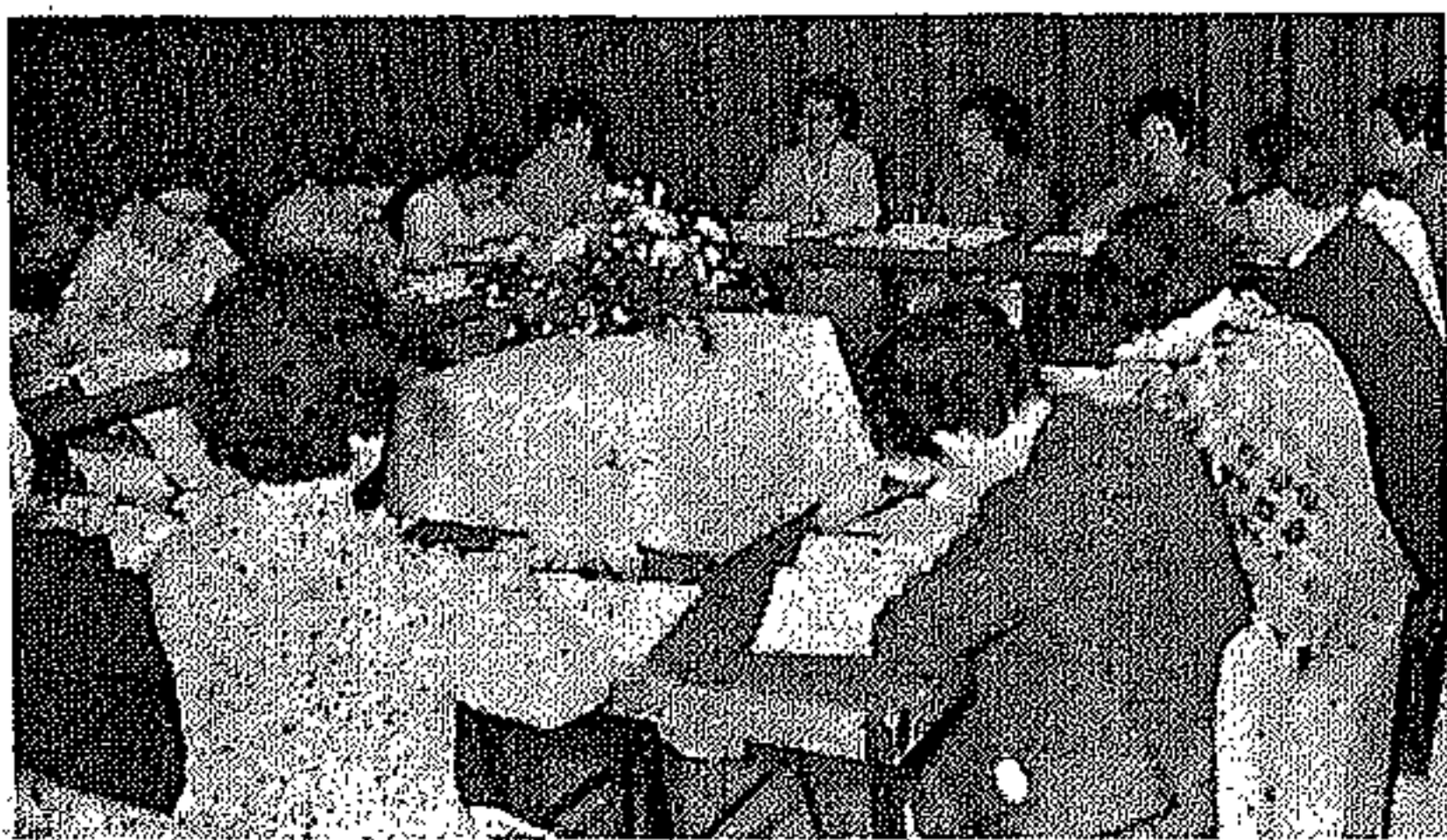
先にと考えれば個別所有もやむを得ぬ、作業時期が集中しているので共同所有は無理という意見がだされ、これも容認論の声が強かった。

○その他の目的について

出稼ぎ収入が生活の中でどんな意味をもつかをみると年齢によって実に多彩である。若い人は小づかい稼ぎ・観光・耐久消費財等、年輩になると農機具購入や教育費に変化してくる。耐久消費財等の場合は必要度にも個人差があるので、どこに一線を引くか一概にいい切れない。しかし、人間の欲望には際限がない。限られた収入内で生活を設計し、ある程度の水準に達したら出稼ぎは避けるべきだとの意見が出された。助言者からある程度とはどの程度かの質問がなされ、一応七ケタ（一〇〇万）の線が会議員から出された。しかし七ケタ農業を一応の水準とするなら、日本の農民の八割に出稼ぎを容認することになり、農民といわず都市勤労者の大部分も出稼ぎが必要となるという助言があり、助言者としては、出稼ぎとは一般生活水準を目指して自然発生的に生まれた農民の自衛態勢とのイメージをいなく。いろいろの様相をもつ出稼ぎを二まとめに是非を結論づけることはできない。また政府の力で一撻になくせるものでもないと考え。生活設計によつてやめられるかどうかの問題についても、計画を持とうとしないのか、持とうとしても持てないのかを見極めなければ

二 主婦の営農参画について

会議員の中にも主婦農業や三ちゃん農業の該当者が多く、主婦が新しい技術を習得し意欲的な経営参画を行なっている体験談がいろいろと述べられた。こうした主婦の経営参画の傾向は専業・兼業を問わず農機具の普及につれて、以前は男手に委ねられていた農作業が女手ですむようになつて一層強まっている。主婦の営農上の技術も著しく高まり「男まさり」とか「男いらんではないか」の弁も聞かれるようになった。このような主婦が農業経営に力を出さねばならない現実をどのように考えていけばよいか、主婦業との関連をどう考えるかの問題が提起されたが、それに対して、現在の状態では働かざるを得ない、同じやるならベストをつくす。自主性をもってやる農業は楽しいし、技術を身につけて男と同じレベルに女が達してはじめて夫婦で共同責任者となることができるという意見がはじめに述べられた。しかし、その半面主婦にとつては非常に過激な労働が強いられ、主婦業が後まわしになる、いずれは農業から退いて主婦業を主体に考えていきたいという意見がだされ、共感を呼んだ。助言者から、これは日本の農業の過度的な現象と考える、将来は農家の主婦は



— 第三部会の状況 —

営農の一部分（酪農・養鶏等）の責任者となり、主体者ではなくなるだろう、と同時に、純粋に農業を職業とする農業の女子職業人が生まれると思われる、現在はそのどちらにも徹しきれないが、自分の足もとをみつめながら、夫との円滑な関係を基盤に、着実な前進を期そうとの助言がなされた。

三 農村の中の家庭生活について

複合家族の多い農村では家族の人間関係の問題も大きい。この会議では、特に育児をめぐる姑との関係に議論が湧き、若年層と年配層の間に対照的な二つの意見がだされた。まず年配層から「働

き盛りの母親は田圃へ、育児は姑」という分業は必然的なものである、家の中では姑の力が強く、若い母親は自己の育児方針を打ち出すことができない、自分の主張を通そうとして直接自分の口からいっても、夫に口ききをしてもらっても逆効果になって、人間関係に溝ができる、個人の力では無理だから、農村の老人学級やグループの力に期待するという家庭円満主義論が出されたが、これに対し若年層からは、実の母親とも世代差はある、まして姑と意見の合わないことがあっても当然だ、一時的に少々の衝突はあっても、それを恐れずに自己の育児方針を主張する積極打開型の意見が述べられた。

助言者からは、これからの農村に生きていく若い世代の考え方として後者を支持したい、皆で若い世代を理解し育てていこうとの助言がなされた。

四 農業後継者・嫁の不足について

この問題については、会議員自身成長期の子供をもつものが多かったためか、討議はいっそう切実感をもって行なわれた。「子供の自由意思にまかせ、好きな職業を選ばせる。農業は自分の代限りでもよい」とするもの、「主農の場合はやはり農業後継者は必要だ。親の気持ちとしては子どもに農業を継いでもらいたいのが真情であり、強制しないまでも、子どもは農業高校に進学させ、農業に興味を持つように育てたい」とするもの、結局論点は、子どもの自主性と親の考え方を

どう調整したらよいかにしばらくは、あくまでも子どもの自主性を尊重するものと、親の考え方も幾分かは組み入れたいとするものの二者に分かれた。

ここで農業高校の効用の問題がとりあげられ、農業後継者作りや農家の花嫁作りを政策的に目的としている新しい農業高校の性格に話題が及んだ。助言者からは職業の選択は自由であるのが基本原則であり、職業訓練は別として学校教育のあり方として、このような行き方は望ましくないとの助言がなされた。

つづいて農業後継者不足や農家の嫁不足がマスコミに大きく宣伝されているが、実際はどうなのだろうか、農業後継者不足が農家のあとつぎ不足と混同されてはいないか、また、嫁不足といっても会議員の中にも非農家から嫁いで営農責任者になった人もいるわけで、現実には解決されているのではないかという指摘がなされた。これに対して、農業者自身が農業は辛いもの、農村は貧しいものと劣等感を抱いてはいまいか、農業をことさら魅力のないものとしているのではないかと

の反省が述べられ、自分たちがプライドを持たなければ、農業後継者も嫁も育たないとの意見に一同賛意が表された。最後に助言者から、今日一口に「日本の農村」といってもその内容は地域や規模によって実にさまざまであり、また、「都市と農村」といっても生活様式の変化にともない、両者の区分はできにくく

なっている。農村の封建性や後進性をあげてことさら両者を区分しようとする意識を取除こう。農業の将来をみても世界の人口増加を考えれば、農業生産の飛躍的な増大が望まれており、農業技術も研究段階では非常に高度なものに進んでいる。農業の将来には人間の生命が託されていることを自覚し、過去の暗闇ばかりをふりかえらずに、明日の展望を次代の子につげよう。親の押しつけはくとも、子どもは魅力ある農業を自分で描くようになろうとの助言があつて、部会の全討議を終了した。

第四部会

市民としての問題

リーダー 岩井弘融

この部会では市民としての婦人の役割というテーマで討議がすすめられ、市民として婦人が直面している幅広い問題がとり上げられた。会議員は、各々の地域の婦人団体などのリーダーとして活躍している人が多く、その体験に基づいた活発な討議が行なわれた。

一 良い市民とはなにか

はじめに、良い市民とは何か、良い市民となるにはどうしたらよいかという点について話しあいがあった。婦人は心は優しいが閉ざされた生活をしていることが多いために、視野がせまく利己主義になりやすいが、他人に対して思いやり

を持ち、互いに気持よくくらしで行けるようにするのが良い市民への道ではないか、ということになった。具体的には、他人に迷惑をかけない、他人にしてもらいたいと思うことを他人にしてあげる、市民としての自覚をもち、まず自分の姿勢を正す、良い市民を育てるために子どもにのしつけに気を配る、他人の考え方や生活方法の違いを理解する、学習活動を行ない実生活に活用する、常に政治に目を向け監視を怠らないことなどが挙げられた。婦人と政治が話題になっていくところで、特別オプザーバー本尾良氏（婦人有権者同盟）から、婦人を議会に送り出す方法などについての助言がなされた。

次に市民意識をどのようにして他へ及ぼすことができるかということについて話し合われた。まず、地域社会では古い伝統がのこっており、新しい市民意識と衝突することが多いが、どのようにして解決していくかということについて討議されたが、古いものが必ずしも悪いとは言えないので、無理をしないで漸進的に話し合いによって解決して行くことが良いということになった。例えば、派手な冠婚葬祭を合理化するために婦人会で新生活運動をはじめたが、漸進的な方法で成功した例が出された。また、余暇を社会に役立てる場合の方法についても討議された。最近、内職・共かせぎなどに忙しがしく市民活動に参加できなくなる婦人も多く、社会奉仕はしたいが収入もほし

いと悩んでいる婦人もいる。このような場合、余暇のある人は時間を、お金のあふる人はお金で奉仕すれば良い、また、生活の合理化によって奉仕の時間は生まれるという意見が出された。これに対してお金だけ出せば良いとするのは間違っているとの意見、金を使わない有意義な社会奉仕の例として、団地などに住む孤独な老人を郊外に散歩に連れていき喜ばせている話が出された。

なお、中高年婦人が時間に余裕ができるときに保母などの資格をとり、社会に役立てたいと思っている場合に、入れるような養成施設を望む声もあった。

二 共同の福祉と集団活動

婦人が具体的にどのような面で市民として共同の福祉のために役立つことができるかという点について話し合われた。まず最も身近な存在である隣近所とのつきあい方について意見が出された。一つの地域で多くの組織が併立しており、そのすべてに顔を出さねばならないというような場合、どうしたら合理化できるか、新興住宅地における土着の人と新来者の融和をどうするか、新しく来た人組織の存在を知らせるにはどうするか、婦人会などの出席率をどうしたら良くできるか等の問題について討議された。

市民として地域の福祉に役立つ方法として、地域の子どもの問題がとり上げられた。自分の子どものみに力をそそぐのではなく地域の子ども、特にカギっ子などの保育に欠ける子ども、非行少年・真犯少年などの問題児についても関心を持ち、共同で解決すべきであるという意見が多かった。その方法として問題のある子どもには特に言葉をかけて善導する、施設の子どもに葉書を出す、カギっ子に家を開放することなどが挙げられた。一方、問題児はその家庭に根本的原因がある場合が多く、個人の善意には限界があるのではないかという意見もあった。また、青少年の健全育成、環境浄化のため、エログロ映画・有害出版物など不良文化財追放にお母さんたちが立ち上がった例も出され、これに関連し、特別オプザーバー桑野千代氏（矯風会）から未青年者の飲酒喫煙の害及び正しい指導についての助言があった。

次に公害問題がとり上げられた。ある議員より町ぐるみで工場設置に反対する運動を行ない、成功した例が報告された。この場合、何が何でも反対というのではなく、広範囲にわたる実情調査にもつき、民主的な話し合いにより問題を解決したことが成功に導いたと言えるようである。

現在、日の当たらない場所におかれてある重症身心障害児などの福祉のために婦人の果たすべき役割があることが指摘された。法律の谷間となり肢体不自由児の施設からも、また、精神薄弱児の施設からも見放されている重症身心障害児の施設の設置運動、家庭の援助を行なっている体験が話された。また、原爆被災者、らい病患者の援助などについても話題となったが、いずれの場合も社会の人々の善意と理解、政治の力による救済が望まれた。

次に民生・老人問題などが話題となった。保護世帯とボーダーライン層の間に矛盾があること、制度が良くても実際の運用面に問題があること、民生委員・保護司などの正しい利用の仕方などが話しあわれた。また、ジャーナリズムにとり上げられて初めて行政機関が動くのは怠慢ではないかという意見もあった。このほか献血運動、老後の不安なども話題となった。

結論的には、同じ人間としての幸せを追求していくことを基本的な姿勢として、共同の福祉のために活動して行くことが婦人の役割ではないかということになった。

三 市民活動と家庭

市民活動の家庭への影響、及びその対策について討議された。まず、全国婦人会議に出席するにあたっての家族の態度についてのリーダーの質問に対しては、快く送り出してくれたという議員が殆んどであったが留守中の家庭に対しては細かく気を配っているようであった。次に、日常の市民活動が家庭にどのようにしわよせされているかという点については、婦人会活動のために睡眠時間を減らしている、市民活動と家庭生活との間に



—第四部会の状況—

矛盾を感じているという意見があった。これに対して、家族の理解と協力、計画的な生活設計などにより、円滑にいつて

いるという発言もあった。さらに、意欲を持って活動することから、子女の家庭教育の面などにプラスになる、と積極的な意義を見出している例も見られた。

四 消費者運動と婦人

最近、消費生活について関心が高まり、市民活動の一環としての消費者運動が盛んになっているので、この会議でも大きな話題となり、二、三の会議員から体験に基づいた発言が行なわれた。「生活の安定のためには消費生活を整えるこ

とが大切であり、第一歩として米に注目し、グループで米の計量を行なった。その結果、量目の不足している米屋が多いことがわかったので、県の農林課を通じて米屋と話し合い、量目の正確化をはかった。また、牛乳の検査の結果、大腸菌が発見され、メーカーに申し入れて菌をなくした。単に安く買うだけでなく、品質の向上にも努力したい。」「社宅で生活協同組合をつくった。最初は内部での利害の対立や業者の圧迫もあったが、話し合いの末理解を得た。生協の影響で近所の商店も値下げし、地域住民の利益となった。」「市の消費者学級で食品の勉強をしたから、染色・脱色などの加工薬品が人体に悪影響を及ぼす場合が多いことがわかったので、業者に使用中止を申し入れたところ、消費者の需要が多いのでやむをえないということであった。自然色運動をおこし消費者の自覚を促したい。」等の意見が出された。

また、農民の立場から、「農薬の害は知っているが、生産のためには使用せざるをえない。生産者と消費者の利益をどう調和させるべきか。」という発言があった。

この討議に際して、特別オブザーバー中村紀伊氏（主婦連）より、食品添加物の問題、産業開発と市民の安全の問題などについて助言がなされた。また地方自治体に対して消費者行政の整備を申し入れ、物価対策協議会と消費者の窓口を設

置させた例も報告された。このほか、婦人会の物資あつせんについての利益と弊害について、購買意欲をそそる月賦販売へどう対処するか、経済的実権を持っていない婦人に消費問題についての関心をもたせるにはどうしたらよいかなどの問題が討議された。結論として、消費者教育の必要、商品検査などに関心をもち、安くよい商品が市場に出るようにする、その一つとして、横のつながりを持ち、隣人・業者・行政機関などに対して働きかけることが大切であるということになった。

五 諸団体、地方自治体との関係

市民活動推進のためには、PTA、他の婦人団体、行政機関との関係が大きな問題となる。ある会議員から、地域内の組織が対立して困っている例が出されたが、互いの機能を生かしながら仕事を分担しあうという運営していけばよいのではないかというリーダーの助言がなされた。

また、自治体は住民にとって身近な存在であるべきであるが、実際は国の出先機関のようになり、その組織・機能などについて住民によく理解されていないのではないかという意見も出された。その例として、重症身心障害児を守る運動の一環として役所に陳情に行ったところ、たらいまわしにされ困ったことが挙げられ、自治体への働きかけの方法についての広報機関の設置が要望された。また、

市で市政モニターを募集したところ応募者が少なく、しかも、その多くは老人であったことから、住民が自治体にもっと積極的に協力することが必要ではないかという発言もあった。

六 よりよい市民活動のために

最後に、傍聴者として沖繩より参加された外間米子氏などの質疑応答のあとで、リーダーは次のようにまとめられた。

「地域社会の市民活動は婦人の手にゆだねられる傾向はますますよまるであろう。この場合、自分及び他人を尊重し、個性を発揮しながら上手に運営する英知を養い、共同生活者としての責任をもって行動する。新しい時代の市民性をみつめ、理想をもちながら、しかも空まわりすることなく行動することが、よりよい市民活動と言うべきであろうか。」

移動会議

第一班——科学技術館

（東京都千代田区代官町）

第一班が見学した科学技術館は、科学技術知識を広く一般の人たちに普及するために、財団法人日本科学技術振興財団がつくった施設で、昭和三十九年四月に開館したもの、建物は、見るからに近代的な五階建てで、そのうち二階から五階までが展示室にあてられ、現代日本の科学技術の成果を示す機械・実験装置・模型な

ど約四〇〇点が展示されている。

宇宙・原子力・資源・高分子・化学・建設・電力・電波・人間―考える機械―文化機器・農業等々に区分された展示室ごとに女子解説員の説明を聞き、実験装置の動きを見入る。

スイッチを入れたとたん、轟音とともに回転するドラムカッター・ローダ（石炭をドラムカッターでほりくずし、チェーンコンベヤに乗せる仕事をする機械）の動きに驚かされ、別の展示室では、はじめてみる電子計算機が職業相談をおこなっていたが、その複雑な機械の組み合わせとスピーディーな回答に感嘆する。さらに足を進めて二段ロケットの発射実験やマーカー・カプセルの実物大模型に宇宙への関心も高まり、ここで全員宇宙船（模型）に乗りこむ。船室の前後の壁に宇宙旅行中の窓外の景色が映写され、アンドロメダ星雲の近くまで行く雄大な旅行である。

また、この館では入館者自身で展示品を操作できるように配慮されているが、マニプレータ（放射性物質を離れたところからとりあつかうために使う機械）を操作して原子力の世界を身近に感じたりテレビ電話で会員同士のおしゃべりがはじむ楽しい一ときもあった。

二時間半余りを要した見学全体を通じて、盛り沢山で複雑な内容のためであった心身共に疲れを覚えたが、社会の進展―物質文明のみならず社会生活や精神文

化も含めて―が科学技術の進歩発展によって大きな影響をうけることを痛感しつつ、また未知の世界へつきぬ興味を胸に帰途についた。

第二班―調布市児童会館・婦人会館

（東京都調布市金子町）

第二部会（一〇名）と第三部会（一〇名）の会員は調布市児童会館・婦人会館を訪ねた。調布市は新宿からバスで約二十分の地点にあり、大都市のベッタ・タウンとしてのなやみをもつ都市である。このような地域に鉄筋コンクリート三階建の児童会館、二階建の婦人会館、一階建のホールがそれぞれ隣り合わせに建っている。会議員はまずホールに通され、調布市民生部厚生課長補佐三吉達氏から、この会館設立についての経過ならびに事業の内容などについての説明を伺った。この児童会館は昭和四十年五月に開設されたもので、児童福祉法による児童の厚生施設として児童の健全育成を目的にしている。学校、社会教育のための諸施設、あるいは保育所などは地域住民に理解されやすいが、「児童会館」は新しい施設のためか理解されにくく、建設に際して賛成者が少なかった。しかし、建物が完成し運営されて始めてその価値が理解されたということである。婦人会館の主な事業内容は、相談事業、各種サークル活動の育成、一般教養講座の開催な

どであるが、社会教育法によるものでなく、地域住民の福祉の向上の立場からすすめられている。

児童会館はギャラリー、幼児プレークーナー・工作室・図書室・学習室などがあり、子供がたのしくすごせるような雰囲気をつくるための努力がなされている。また、婦人会館では、多数の婦人が熱心に手芸グループに参加していた。

施設見学のあとで三吉補佐を中心に会議員との懇談が行なわれた。この会館の建設は市議会でも反対されたが、市長の決断によって建設された事実を知り、婦人が市政への関心をたかめ、正しい権利の行使の必要を痛感した会議員が多かったようである。

第三班―東京都板橋区老人福祉センター・生活館

（東京都板橋区仲町）

東京都板橋区生活館を訪ねる。この生活館は地域住民の身近かな生活につながるいろいろな事業を通じて地域の人々の日常生活の充実と向上を目的とした福祉センターである。三十九年都立板橋生活館として発足し、四〇年地方自治法の改正に伴ない板橋区立となり、生活館・老人福祉センター・年少女子ホームが包含されている。

生活館は鉄筋四階建ての近代的な建物である。福田生活館長から生活館の沿革や主な事業内容等について伺い、館内を

案内していただく。一階は老人福祉センターで六〇歳以上の老人が毎日二〇〇名近く、三〇円と弁当を持参し入浴とレクリエーションで一日を送っている。訪れた時も一〇〇名近い老人達が娯楽室にあつまり踊りの練習、碁・将棋を楽しんでいた。健康相談室・後退機能回復訓練のための肩肉運動機・足蹴機などのそなわった訓練室の説明を伺う。生活館としては結婚相談、法律相談、生活相談を行なっている。清潔な結婚式場・披露室・写真室を見学し、さらに四階の年少女子ホームの共同生活の様子を見学する。このホームは年少の勤労単身女子に対し共同生活を通じて健全な生活を指導することを目的としており、現在一四名の女子が寄宿している。

完備された諸施設を見学しながら、老人福祉問題をどのように考えたらよいのかという疑問に、今後の課題として社会的なつながりを保つという意味で就労相談・斡旋が残っているとのことである。昨日まで市民として進展する社会の中で婦人がどのような役割を期待されているかを討議してきたが、地域社会で良い近隣生活を営むにはどうしたらよいのか、どのようにして新しい社会的連帯意識を築きあげて行くかを再確認しながら生活館を辞した。

青少年育成国民会議の結成準備について

年 少 勞 働 課

次代を担う青少年の自覚をうながし、健全な育成を図ろうと、昨年十一月三十日の閣議で青少年育成のための国民運動が提唱され、本年二月十九日、本格的に展開される国民運動の前夜祭ともいうべき「青少年のつどい中央大会」が盛大に開催されたことは先に述べたが、その後国民運動に関する準備はどうすすめられているのだろうか。「青少年育成国民会議結成準備会」が発足し、一步一步国民運動の本格的な展開の時期が熟してきているので、その状況を報告しよう。

民間人の手による、全国的規模の長期にわたる運動の展開というまことに大変な仕事を実現するため、数多くの青少年団体代表者・青少年育成団体代表者、また、青少年問題に理解と経験をもつ人々の数々の討議を経て、東大名誉教授の茅誠司氏を議長とする「青少年育成国民会議結成準備会」が発足したのは、一つには、「青少年のつどい中央大会」の輝かしい成果の現われであり、二つには、青少年育成国民運動についての多くの人々の熱意の結果でもある。

現在、同準備会は、施設・教育福祉・育成・非行対策・家庭成人・総務・地方の七部会に分かれて、(一)国民運動としてのどのような問題を取りあげるべきか(二)重点事項をどのようにとりあげるべきか(三)運動を進めてゆく上でどのような注意を払うべきか等々について熱心な討議を続けており、その結果がまとまれば、五月にはいって、まとめのための集いがもたれ、いよいよ国民会議の結成のための一大合が開催されようとしている。

そこで、各部会で討議されている主要な問題点を紹介して、来るべき国民会議の活動の方向を予想してみよう。

○施設部会

施設部会は次の五つのテーマを中心に討議を行っており、特に施設の規模については、あらゆる青少年層の利用が可能なるように大規模なものから小規模なものまで万遍なく充実するよう強い意見が表明されている。

- 一 青少年のための施設の役割、施設不足の現況についてのPR運動の展開
- 二 施設の設置と既存の体育・レクリエーション施設の開放
- 三 既存施設の紹介と運営改善
- 四 施設内の指導者の確保と養成
- 五 施設の建設資金と課税についての優遇措置

○教育福祉部会

教育福祉部会は社会教育も事業内教育もともに重視すること、「青少年の日」

の是非などが重点的に論議されているが、主な討議事項は次のとおりである。

- 一 学校教育(教師・施設等)の面においても青少年健全育成国民運動について深い理解と協力を行なうことなど
- 二 勤労青少年の教育の機会を拡充し、雇用主の啓発を図ることなど
- 三 勤労青少年の福祉の増進のため、グループ育成、「青少年の日」の制定、国鉄運賃の割引、優良映画の推せんを行なうことなど

○育成部会

学生生徒と勤労青少年のいずれにも偏しないよう配慮し、青少年憲章と児童憲章との性格の違いをはっきりさせることなどが問題となっている。

- 一 青少年の自覚を高めるために「青少年憲章」の制定、「青年の日」の制定、善行や篤行の奨励顕彰などを行なうこと
- 二 青少年団体やグループへの参加奨励のための諸活動の展開
- 三 体育やレクリエーション活動の奨励のために、指導者の資格検定制度の普及、「自然に親しみ、自然を愛する運動」の展開など
- 四 青少年対策に対する理念の確立と浸透および指導者の養成など

○非行対策部会

中央地方を通じてのマスコミ対策の強化について活発な論議が交わされている。

- 一 マスコミに対し自粛を求める諸活動
- 二 マスコミに対し積極的な協力を求め

る諸活動

- 三 地域社会浄化のため、浄化委員会および不良映画監視機関の設置など
- 四 青少年非行化防止のための諸活動

○家庭成人部会

家庭教育の充実、民族意識の昂揚などについて討議が行なわれている。

- 一 両親のあり方を正すための親の理想像の作成、両親教室の開催など
- 二 家庭を健全にするため、「家庭の日」の制定親子座談会の開催、家庭ドラマの募集など
- 三 成人教育の充実
- 四 欠損家庭、親不在家庭の児童のための遊び場の設置促進

○総務部会

総務部会は各部会の動きをみつめながら、各部会に属さない仕事と国民会議結成大会に関する検討の仕事をしている。

○地方部会

地方部会は、現在中央ですすめられている各種の動きを地方に伝えるとともに、地方で現在行なわれている、もしくは行なわれようとしている青少年育成のための諸活動を中央および地方相互間に伝えて、国民運動の具体的な諸行事、諸活動について討議を続けている。

関係行政機関は、国民会議の結成と本格的国民運動展開の一日も早からんことを祈るとともに、また運動の展開に当たっては側面からではあるが全力あげての協力を惜しまない姿勢をとっている。

職場のお姉さん制度のありかた

——その成否のカギ——

守谷 雄司

(東京三洋電気KK企業内
勤労青少年コンサルタント)

若年層

現在当社女子従業員は一、八〇〇人(全社四、八〇〇人)、うちその七割強が中学卒であり、また約七〇〇名は寮生である(このへんのところに年少女子の教育の必要点も存在するわけである)。

*FS制度をはじめた目的

(1) 青少年採用の急増により人員構成の底辺部分が異常に大きくなり、管理が困難になっているのに対し、管理監督者の能力が必ずしも万全なものでないこと、つまり青少年教育という点を考えた場合、監督者と一般従業員とを結ぶパイプ的なリーダーが必要となってきたことと(これは企業体に共通な事象といえることであろう)。

(2) 年少労働者の生活態度の健全化という点を考慮し、余暇指導等についてとはくに自己をみつめ、自己を掘り下げてゆくような知的、教養的な内容を考えてゆかねばならないこと(勿論彼女たち自身の創意と自主性にゆだねた企画をとりあげてゆかねばならない)。

(3) 人間形成の途上という観点からして「青年期を突り豊かなものにする」ためには、すべての青年が自然と社会についての深く広い理解と

健全な批判力を持ち、この社会で果たすべき使命を自覚して、みずから的人生観、世界観を確立することが大切である。

(4) 職場女性……年少女子であるということ考えた場合、企業人魂とか、根性云々で説得することよりも、まず自己愛を中心に、自分自身が人間として、完成され、教養のある人間になることの大切さを教えたほうが、学ぶこと、知識を欲するという時期だけに効果的である。

*FSの現在の活動状況

現在、七つの工場から選ばれた一二歳〜二三歳までの女子(全部中卒)二九名が全社的な活動に次の四つの部門で班活動にとりくんでいる(各班五〜六名の構成)。

○ 奉仕班Ⅱ 職場内の奉仕活動、各種募金カンパ(災害・被災地等への)、また、対外的には養護施設への慰問、その生徒たちとの文通など。

○ 職場指導班Ⅱ 新入社員の仕事・指導を中心に体験発表会や新入社員歓迎会等の実施についての企画。

○ 相談班Ⅱ 職場内での話し合いに関する企画で、カウンセリングにおける受容場面の設定など。また上司と部下のコミュニケーションを円滑

化するという意味から、全社的に呼びかけ、トップの意見を聞く会等を催す。

○ 生活研究班Ⅱ 若い人たちの余暇指導と、知的、教養活動の促進、年少者の作文募集への応募(労働省主催)、婦人週間における体験発表会、青年の主張コンクールの企画(全社的弁論大会)。

さて、こうしたグループ活動が成功するか否かということは大変難しい。当社のFS制度はまだ二年と少しの小史しか持たぬ蝸牛の歩みではあるが、若い層の生活の中に若干ではあるが、感化とか影響力を及ぼしつつある。

以上の点を総合して、新たにこの種の制度を試みられる企業体各位に留意して戴きたいと思う点を列挙しておこう。

(1) 職制意識を強引に表面に押し出し、彼女たちの活動範囲に規制を加えることは結果的に失敗を招く。何故なら彼女たちは後輩の生活指導よりも、まず自分自身が学び、且つ高めてゆきたいという欲求を持っているからである。

(2) 職制における義務づけではなくて、メンバー自身がその活動に参加することにより個人的なプラスが

を免れ得ない昨今の状態であろう。試みに、そうしたことを打開する一つの方法として、最近では職場のお姉さん、お兄さん、さらにはおじさん制度といった先輩制度がとり入れ始められている。

当社におけるFS制度もそのお姉さん制度の一つである(ファミリーシステムズの略、家族姉妹、家族のよ

うにみんな仲良くという意味)。

以下FS制度の目的、活動内容、問題点等を列挙し、この種の制度のあり方について私見の一端を述べ、参考に供したいと思う。

もたらされるというような内容のものであることがぞましい。

(3) 労務管理の懐柔策としてこの種の制度を見たら彼女たちはついてはこない。それよりも彼女たちとともに、人間如何に生くべきかという姿勢に立ち、真剣に人生を考えると、いうところにはじめて世代の差を超越したところの見解の一致も見出せるのであり、信頼関係も深まるのである。

(4) 彼女たち自身の人格は社会的に形成されるということ。つまり社会的な事項に目を転じさせ、他の若

い世代の生きかたや考え方をよりよい機会をできるだけ多く作ってやること——そのためには職場の若い世代を対象とした各種団体・協会の催物にたえず目を注いでおくことが必要とされる。(労働省の働く青少年の生活文書集、働く青少年者の保護、働く婦人の福祉運動行事、また、NHK青年の主張コンクール等)

(5) メンバーの活動を他の人達——できるなら社外的な人がどう評価しているかを、間接的に知らしめることが、自信とか勇気をあたえてやる点で効果的である。他の従業員をふ

りむかせる、関心を集める、という点でもききめがある。

(6) 中卒者は職場内では最下位に属するためとか劣等意識が強い。この仕事はあなたでなければできない”などという説得では納得されない。むしろ、そういうことのために対外的な奉仕活動に参画するようにさせ、自分達にだって、いっしょうけんめい歌をうたってやれば、生徒たちを喜ばせることができたではないか、自分にだってできることがあるんだという精神的な面で自信をあたえる。そうすれば自己の職務にた

いする考えかたも必然的に構えが違ってくるはずである。

この種の制度が永続的なものとして存続するか、一時的に解消する運命をたどるか、この制度を運営する立場の者が、労務管理の懐柔策として利用するか、教育というたてまえから蝸牛の歩みではあっても、彼女たちのもつ可能性に絶大な信頼をおいて、ともどもに歩んでゆくか、このへんにかかっているのではないかという気がするのである。

年少労働行政の今後の課題

佐久間昭明

(年少労働課長補佐)

なすける。

しかし、年少労働者(満十八歳未満)とい、保護(労働基準法の施行)とい

い、その行政の対象は意外に狭い感じがする。現実には、常識的にいわれている

一 保護行政より育成行政

戦前の工場法、鉱業法等には、年少労働者の悲惨な状態を保護するという考え方が根底にあったが、戦後の労働基準法にもこの考え方は受けつがれている。従って婦人少年局が、年少労働行政は年少労働者の保護行政であるとの態度を首尾一貫してとり続けていることには、それなりの歴史的背景があることは容易にう

青少年の上限年齢(二十五歳)までの動労青少年(基準法適用事業所に働くもの以外のものも含む)を対象として、保護のみならず、福祉および育成・指導の面にまで行政の手を伸ばさなければ、真に国民のための行政とよぶことができないような時代の大きな変化がある。表現は適切でないかもしれないが、今、行政の

姿勢を正さなければ、年少労働行政は国民の期待に対し十分に答えることができず、斜陽行政としての運命を甘受しなければならぬだろう。

昨年の十一月三十日、閣議において青少年健全育成のための国民運動の展開が提唱され、各方面でその準備検討がなされていく。まだその動きが表面化してい

ないため、運動の具体的な面については、云々できないが、その運動の根底を流れる思想には、青少年をいたわり保護するという消極的な構えを否定し、青少年の自覚自立をうながし、その健全育成を図ろうという積極的な構えが強く込み出ている。

保護行政より育成行政へ——ここに私

は年少労働行政の今後というよりも、今の課題を発見する。

二 勤労青少年育成行政のあり方

年少労働行政の代りに、仮に勤労青少年育成行政という言葉を使つて行政のあり方を述べてみよう。

荒れた海上に、パイとロープで作られた雨に濡れながら特設プールにとびこんで泳いでいる生徒に、さっぱり上がったよらしいとの指示がなされない。ロープにつかまるものの手は、すぐ教官の手ではずされて海へもどされてしまう。アップアップしかけても救いの手がさしのべられない。雨風の激しい海上でのこの水泳訓練は、今ならば直ちにPTAなどの猛

烈な批判をあげ、新聞種になるであろう。これは、私の海軍時代の経験を書いたものであるけれど、この訓練は、私を健全に育成してくれた海軍教育行政の一つの姿である。しかし、これが今にいうし、ごきでないことを、次の説明で了承願いたい。

特設プールのわきには、ふんどし一つ、遅い青年が幾人も今すぐとび込めるよう待機している（雨風の中で辛うじて泳いでいる生徒にはその姿もよく分らない）。この冷たい態度の一群は、皆、水泳に自信のある教官であり、軍医であり、下士官・兵である。アップアップの段階では救わないが、溺れて死ぬ以前に着実に陸上へ救いあげられる。このタイミングは、真剣でしかも熟練の教育者にしてはじめてできることである。本日は台風の中の真中にこの訓練を行なうべきであったのだから。しかし、それでは万一の場合の犠牲者が考えられる。そこで比較的風の強い日が選ばれたのだ。では何故雨風の日に？ 答は簡単だ。泳げない海軍将校なんて誰も想像しないだろう。しかし、海軍将校が泳ぐのは、ホテルのプールではない。海戦の真中の海だ。そしていつ来るともわからぬ救助の艦の到来までどうしたって生きていなければならぬのだ。（蛇足になるけれど、私は、生命を大切にしなければならぬことをこの海軍の時代に教官・先輩から直接間接に教えられた）

少した、えが長くなったけれど、勤労青少年の将来は、一人前の職業人として働いて生きてゆくことにある。とすれば、一人前の職業人になれるよう配慮することとは、政治の、行政の、雇用主の責任ではないだろうか。甘やかすことも鍛えることも必要なので、自立できる一人前の職業人が誕生する事実こそが重要なのだ。育成行政といっても、行政当局が勤労青少年のあるべき姿など作文して自画礼賛する必要はないので、勤労青少年が苦しみ、悩み、喜んで一人前になるべく、経験することを経験させるよう（できるよう）、施策の面で配慮することが大切なのである。

三 勤労青少年育成行政の内容

年齢的にいって勤労青少年期は、次のような時期である。

- (一) 職業人として必要な知識・技能の基礎を確実に身につける時期
- (二) 健康に生活するため、心身を鍛える時期
- (三) 社会生活・家庭生活によく適応できるよう、しつけや社交技術などを覚える時期

以上の三種類の時期はいずれも経験しなければならぬ。職業知識・技能が完全でも健康でなければ働けないし、職業知識・技能が十分で健康であっても社会・家庭から疎外されるようではこれまた困ることになる。

先ず勤労青少年が(一)の時期を通過でき

るようにするために必要なことは、勤労青少年のすべてに必要なこととは、職業教育訓練の機会を与えることである。勿論、教育の訓練を受講する意欲のないものにも特別の配慮をして知識・技能を身につけさせる方法を見出さなければならぬ。

職業訓練法に基づく職業訓練制度が前進しつつあることは喜ばしいが、その対象となる人数・職種、訓練終了後の収入と結びついた資格の問題など発展すべき問題は少なくないし、学歴偏重の風潮の是正など、課題はまことに多いのである。

次に、勤労青少年が(二)の時期を通過できるようにするためには、一つの例をあげれば、体育・レクリエーション施設がすべての勤労青少年に容易に利用できるように設置されなければならない。また体育といい、レクリエーションといい、それに上達する、あるいは、それを楽しむためには、勤労青少年一人一人に適した体育・レクリエーションの選定、その体育・レクリエーションを勤労青少年に教える機会の提供やその指導員の養成などの充実が考えられる。

この全くの初歩の体育・レクリエーションを教える講習会や、その技術に権威があるうえ勤労青少年に理解のある指導員の養成確保などということとは、行政としても未知の分野であり、また実施するとすれば、それ相応の体制が必要となる

う。病弱あるいは肢体不自由などのために普通人と同じ体育・レクリエーションを楽しむことの不可能な勤労青少年には、それに適した体育・レクリエーションの開発、施設の設置、指導員の養成に特別の配慮が必要となる。

最後に、勤労青少年が(三)の時期を通過できるようにするためには、集団教育、家庭教育、学校教育の中で、動作、服装、会話、あいさつ、読書、作文、身のまわりの整理、清掃など身近な生活の中でお互いに気持よく過ごすことのできる生活技術を覚えさせてゆくことが必要である。キメのこまかい生活技術、あるいは長い歴史の中で、親から子へ、先輩から後輩へと自然に伝えられてゆく性質をもっているが、行政当局は、このちえを集大成して、あらゆる教育機関や勤労青少年自身が利用できるよう整備しておく責任を引き受けてもよいのではなからうか。

四 終りに

ここには個人の見解をまとまりもなく述べたことをお断りしておきたいが、保護行政が不必要というのではなく、勤労青少年を健全に育成しようとする行政——私は育政行政と表現したが——の中に保護行政が吸収されて発展していくのが時代の流れではないかと痛感する次第である。

(資)(料)(室)

昭和三十九年における

女子労働力の流動状況 (1)

雇用動向調査報告より



雇用動向調査については昨年の本誌七号の資料ガイジエスト欄で上半期分概要を報告したが、今回、三十九年雇用動向調査の全容がまとまったので、前回と重複する部分も含まれるが、この中の女子雇用に視点をあててまとめることとした。

この調査市場における需給構造の実態を把握し、労働力の地域間、産業間、規模間および職業間の流動状況を明らかにするために、主要産業の常用労働者一〇人以上の事業所について、常用労働者の入・離職状況、入・離職した労働者について個人別の前職および入・離職の状況を調査したものである。調査の対象産業は、九大産業（鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業―自動車修理業、ガレージ業、その他の修理業および医療保健業のみ）となっている。

三十九年における女子入職者（建設業をのぞく）は約一五七万人（上期一〇三万人・下期五四万人）、また離職者（建設業

○産業および規模別入・離職状況

三十九年における女子入職者（建設業をのぞく）は約一五七万人（上期一〇三万人・下期五四万人）、また離職者（建設業

離職者では、学卒離職者（新規学卒入職者で離職したもの）一二万人、一般離職者一三〇万人となっている。

三十九年の女子の入職率（注5）は三三・六％、離職率（注6）は三〇・五％となっている。

（注5）昭和三十九年一月一日現在、在籍労働者に対する入職者の割合。

（注6）昭和三十九年一月一日現在在籍労働者に対する離職者の割合。

入職者（男女計）の種類別に入職率をみると、学卒未就業者は七・一％、一般未就業者三・九％、既就業者と学卒既就業者はそれぞれ一二・三％、〇・五％となっている。これを産業別にみると、入職者総数の約六割をしめる製造業では、入職者は、学卒未就業者七・五％、一般未就業者四・二％、既就業者は、それぞれ〇・五％、一二・九％となっている。

製造業のうち、軽工業の入職者は重工業・化学工業にくらべて学卒未就業者および一般未就業者の割合が高く、とくに性別構成ではそれぞれ、女子のしめる比率が高い。また離職者では一般の中で一番高い割合（二五・二％）を占めており、性別構成も女子は男子の倍になっている。

卸小売業では、入職者は学卒未就業者が一〇・一％と調査産業の中で最も高い

が、一方、学卒者の離職の割合も一番高く二・六％で、とくに若い年齢層（二〇歳―二四歳）の女子の占める割合が高く離職者の半数（五一％）を占めている。

金融保険、不動産業では、入職者のうち、一般既就業者の割合は他の産業にくらべて最も低く、学卒未就業者の割合が、卸小売業について高い（八・八％）。

性別構成では女子が圧倒的に多く、男子（三四％）の二倍となっている。また一般未就業者の割合も調査産業中最も高く、六・五％をしめ、しかも女子が入職者の九四％をしめている。離職者では学卒者は〇・九％、一般は一二％で他の産業にくらべ比較的少ないが、性別構成では女子がともに七〇％以上をしめている。

サービス業では、学卒未就業者は五・四％と比較的少なく性別構成はほぼ半数ずつであるが、一般就業者四・七％のうち女子は七四％、一般既就業者は約一一％のうち女子は五五％を占めている。離職では学卒者は卸売・小売業、製造業について高く、一・三％で、そのうち女子は約五八％、一般は一五・六％で、女子は六〇％となっている（第一表）。

○男女別・年齢別入・離職率

入・離職者を年齢別にみると、入職率は学卒者の入職が影響して一九歳以下が最も高く六〇・七％、二〇歳―二四歳で

第1表 産業および入職者の種類別、在籍労働者に対する割合と性別構成

(%)

産 業	未 就 業 者			既 就 職 者		
	在籍労働者に対する割合	性別構成		在籍労働者に対する割合	性別構成	
		女子	男子		女子	男子
学 卒	調査産業計	7.1	50.0	0.5	46.2	53.8
	鋳造業	0.6	48.9	0.2	35.3	64.7
	軽工業	7.5	47.8	0.5	44.9	55.1
	化学工業	8.4	67.8	0.5	62.3	37.7
	重工業	6.8	41.6	0.4	36.8	63.2
	卸売・小売業	7.3	29.8	0.6	33.9	66.1
	金融・保険・不動産業	10.1	54.0	0.7	51.1	48.9
	運輸・通信業	8.8	66.3	0.1	78.2	21.8
	電気・ガス・水道業	3.6	38.7	0.3	33.9	66.1
	サービス業	2.0	27.1	0.0	—	—
一 般	調査産業計	5.4	54.6	0.4	54.4	45.6
	鋳造業	3.9	75.1	12.3	34.1	65.9
	軽工業	2.0	62.3	16.0	9.6	90.4
	化学工業	4.2	77.2	12.9	36.2	63.8
	重工業	6.0	84.3	13.8	48.9	51.1
	卸売・小売業	3.5	74.3	10.7	31.2	68.8
	金融・保険・不動産業	2.8	65.3	12.9	26.3	73.7
	運輸・通信業	4.3	75.2	13.8	45.2	54.8
	電気・ガス・水道業	6.5	93.6	4.6	40.6	59.4
	サービス業	1.9	40.7	12.5	11.2	88.8
		0.6	50.2	1.7	23.4	76.6
		4.7	73.6	10.6	55.3	44.7

二五・七％で、年齢が高くなるにしたがって低い。しかし、性別にみると女子と男子では異なり、女子は二五歳～二九歳の層が低く二三・四％で、三〇歳～三四歳、三五歳～三九歳の各年齢層で上昇し、四〇歳以上で再び低下している。一方、男子は、五〇歳以上を除けば、年齢層が高くなるにしたがって入職率は少しずつ低下している。離職率は、二〇歳～二四歳の層が最も高く約三一％を示しているが、二〇歳台の女子の離職率が高いのが影響しており、ついで一九歳以下の

若年層の離職率二六・七％がめだっている。また二五歳以上の各層では次第に低下するが、五〇歳以上では定年制の影響もあって一七・二％に上昇している。

性別にみると、女子は二〇歳～二四歳、二五歳～二九歳の各年齢層で最も高く、ともに約三九％を占めている。これらについて入職率と離職率との差をみると、男子は、一九歳以下、二〇歳～二四歳の年齢層で入職超過となっているが、二五歳以上の層では離職超過となっている。

しかし、女子は一九歳以下の年齢層のほ

第2表 性および年齢別入・離職率

区 分	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～49歳	50歳以上
入 職 率	計	60.7	25.7	17.3	14.7	13.2	12.4
	女	57.1	25.1	23.4	26.2	27.0	25.0
	男	64.8	26.1	15.3	11.4	9.0	8.0
離 職 率	計	26.7	30.9	21.4	15.2	12.4	11.7
	女	25.6	38.7	39.1	26.7	22.4	21.1
	男	30.2	24.6	15.7	11.9	9.3	8.4

(注) 本表の数値は、上期および下期における年齢別入・離職者数を1月1日現在における年齢別在籍労働者数で除したものである。

第3表 離職者の性・規模および勤続期間別構成

	計	6か月未満	6か月～1年	1～2年	2～5年	5～10年	10年以上
規 模 計							
女 子	100.0	21.8	28.3	17.0	23.9	5.6	3.5
男	100.0	25.9	23.2	16.1	20.3	6.7	7.9
500人以上							
女 子	100.0	17.7	34.3	11.8	23.4	6.1	6.7
男	100.0	25.7	19.7	10.9	19.2	6.1	18.3
100～499人							
女 子	100.0	20.2	28.6	16.8	24.6	6.1	3.7
男	100.0	24.6	21.8	15.7	21.7	7.5	8.7
30～99人							
女 子	100.0	23.4	25.7	18.7	24.4	5.4	2.4
男	100.0	26.1	23.6	18.2	21.1	6.5	4.5
10～29人							
女 子	100.0	25.6	26.5	11.5	22.2	4.4	1.8
男	100.0	27.6	27.0	17.2	18.0	6.1	4.1

◇ 離職者の勤続期間

次に、離職者が、離職した事業所にお

二〇％弱、ついで学校で一五％となっており、性別に大差はない。しかし、入職者の種類別にみると、学卒未就業者では学校四八％、安定所三三％とその八割をしめているが、一般では、未・既就業者ともに縁故が四割強、広告等二割強となっている。

離職者の離職理由をみると、「自己都合」労働条件の不満、転職、結婚、出産等を理由とするⅡが圧倒的に多く、女子は九〇％、男子八四％となっている。「経営上の都合」は、男子五・三％に比し、女子は三・九％、「定年」でも男子三・一％に対し、女子は〇・四％と低い。

入職経路では最も多いのが縁故によるもので、男女とも入職者の約半を占め、ついで安定所が同じく約二〇％前後、広告等は同じく

◇ 入職者の入職経路

ける勤続期間をみると、女子では六か月から一年が最も多く、二八%、六か月未満の二二%とあわせると五〇%がわずか一年以内の勤続で離職している。さらに年齢別にみると、勤続期間一年未満の離職者の割合は、一九歳以下で八〇%、二〇歳～二四歳の層では四四%、二五歳～三四歳で三六%と低く、三五歳～四九歳で再び五三%、五〇歳以上で四一%とやや高まり、各年齢層で短期間勤続者の離職がめだっている。これを事業所の規模別にみると、六か月未満の短期勤続者の割合は小規模事業所の方が多く、女子では五〇人以上一八%に対し、一〇人～二九人では二六%となっている。しかし六か月～一年未満では、五〇人以上三四%に対し一〇人～二九人では二七%と小規模ほど低くなっている(第三表)。

◇新規学卒者の就業動向

学卒者で卒業後はじめて入職した者は一〇〇万八千人で女子はその約半数をしめている。学歴別にみると、女子は中卒者二五万九千人(四八%)で、高卒者二五万四千一人(四七%)、大学・短大を含む(五%)となっている。産業別に入職先をみると、中卒者では男女とも製造業が圧倒的に多く、女子は八三%、男子八〇%となっている。また、その中でも女子は軽工業に入職した者が多い。高卒女子では卸売・小売業が最も多く、四二%となっている。

第4表 学卒者の産業別および規模別入職者構成

	女 子			男 子		
	計	中卒	高卒	計	中卒	高卒
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱 業	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
製 造 業	56.2	82.9	31.5	61.2	79.5	48.4
軽 工 業	34.3	56.5	13.6	16.4	21.1	13.5
化 学 工 業	6.5	7.9	5.0	9.2	8.8	9.2
重 工 業	15.3	18.5	8.9	35.6	49.6	25.6
卸 売 ・ 小 売 業	25.4	8.8	41.5	21.4	10.4	27.6
金融・保険・不動産業	8.9	0.5	17.3	4.5	0.2	6.3
運 輸 通 信 業	6.0	5.0	7.1	9.6	5.6	15.1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	0.2	0.0	0.4	0.6	0.1	1.0
サ ー ビ ス 業	3.2	2.7	2.1	2.7	4.1	1.6
規 模 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500 人 以 上	28.3	33.2	23.8	24.4	19.9	28.9
100 ～ 499 人	33.4	36.0	30.1	34.9	33.0	35.7
30 ～ 99 人	27.1	21.2	30.4	28.5	30.6	26.1
10 ～ 29 人	11.3	9.7	13.2	12.1	16.5	9.3

三%)に多い。高卒者は、女子は卸・小売業に比較的多く約四五%をしめ、ついで製造業の三五%となっている。事業所の規模別には入職者の規模別構成と同様の傾向だが、五〇〇人以上の規模ではやや割合が少なく、小規模にやや多い。

離職者の入職者に対する割合は約二二%で、男女ともほぼ同じであるが、中卒では男子が高く二三%

事業所の方が定着性が高い。男子もほぼ同様である。

新規学卒者の地域間移動は、一般の入職者より流動性が高く、流入率(注7)では、南関東・東海・京阪神・流出率(注8)では東北・山陰・四国・南九州の各地域が高い。

地域別に女子学卒者に対する学卒離職者の割合をみると、学卒入職者の多い南関東・京阪神・東海の各地域では、それぞれ、二三%、二五%、一五%で、京阪神が最も離職者の割合が高く、離職者の割合が少ないのは山陰一四%、多いのは南九州の二九%となっており、南九州は学卒者の定着性が低い。

$$\text{注7)} \frac{B}{A+B} \times 100$$

$$\text{注8)} \frac{C}{A+C} \times 100$$

A 当該地域の出身者で当該地域に就職した者。
B 他地域の出身者で当該地域に就職した者。
C 当該地域の出身者で他地域に就職した者。

入職した事業所の規模別にみると、女子は男子より規模の大きい事業所へ入職したもの割合が高く、中卒者の約七割が一〇〇人以上の規模で、三〇人以下ではわずかに一割となっている。高卒者では最も多いのが、一〇〇人～四九九人として三〇人～九九人で、ともに三〇%強となっている(第四表)。

一方、学卒入職者のうち離職した者は二万三千四百人、学歴別にみると、中卒者一〇万二千人(女子四万八千人)、高卒者二万五千五百人(女子六万二千人)で、その他は大学卒である。

中卒者は、入職者の大半をしめる製造業で離職者が一番多く八三%、男子は重工業(五〇・一%)、女子は軽工業(五七・

保健婦

保健婦は保健所・市町村役場・事業場・学校などに勤め、個別的または集団的な健康管理や保健指導の業務にたずさわります。受持区域の家庭を訪問して保健に関する指導や衛生知識を普及するなど個別的な指導に従事することもあります。事業場で働く場合は、衛生管理者の資格も得て、両方の仕事を兼任することが多いようです。保健婦は全国で一三、七六八人（昭和三九年末、厚生省調）ですが、その活動は国民の健康増進や衛生思想の向上に影響を与え、公衆衛生の改善等に寄与しています。

資格を要する婦人の職業④

——保健婦・助産婦・歯科衛生士——

試験に合格して、厚生大臣の免許を得なければなりません。

受験資格

看護婦国家試験に合格した者か、文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者でさらに次のいずれかの一に該当するものでなければ受験資格がありません。

(1) 文部大臣の指定した学校において六か月以上保健婦になるのに必要な学科を修めた者。

(2) 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者。

(3) 外国の保健婦学校を卒業し、または外国で保健婦免許を得た者で厚生大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者。

試験科目

公衆衛生及び予防医学、厚生行政、社会統計、母性及び小児衛生、学校衛生、産業衛生、伝染性疾患予防、慢性疾患予防、公衆衛生看護の原理及び実際、公衆衛生看護、母性保健指導、乳幼児保健指導、学校保健指導、産業保健指導、伝染性疾患予防指導、慢性疾患保健指導、栄養。試験は年二回おこなわれます。

初任給は国立関係の病院等で本俸二〇七〇〇円で特別調整額がつきます。民間ではこれより上まわるようです。

助産婦

助産婦は正常な分娩をたすけ、妊産婦・産後・新生児の保健指導をします。異常分娩を早期に発見して医師に連絡することも助産婦の担当です。おもな勤務先は病院・助産所・保健所・診療所などです。自分で助産所を開設することもできます。就業している助産婦は全国で四六、七四人で年長の婦人が多く働いています（昭和三九年末、厚生省調）。

助産婦になるには、看護婦の資格を得たのち助産婦国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。

受験資格

看護婦国家試験に合格した者、または、文部大臣の指定した学校で三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者で、さらに次のいずれかの一に該当するものでなければ受験できません。

(1) 文部大臣が指定した学校において、六か月以上助産に関する学科を修めた者。

(2) 厚生大臣の指定した助産婦養成所を卒業した者。

(3) 外国の助産婦学校を卒業し、または、外国において助産婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者。

試験科目

産科学、新生児学、助産の原理と実際、助産倫理及び助産史、助産法、母性保健指導、乳児保健指導、母子衛生行政、栄養。試験は年二回行なわれ、実施場所や期日等はあらかじめ官報に告示されます。

また助産婦学校を卒業した人には、受胎調節実地指導員の資格を与えられます。初任給は保健婦の場合と同じです。

歯科衛生士

歯科衛生士は、いわば歯科の看護婦ともいうべきもので、歯科医師の直接指導のもとに歯牙や口くう疾患の予防処置や

歯科診療の補助をします。歯科衛生士は戦後新しくできた婦人の職業で昭和二十三年に制定された歯科衛生士法では、保健婦・助産婦・看護婦と同じように、この仕事にたずさわるのは女子であることが定められています。現在届出のある歯科衛生士は全国で一、六二二名（昭和三九年末厚生省調）おり、病院や診療所で働いています。

歯科衛生士になるのには、歯科衛生士試験に合格して都道府県知事の免許を得なければなりません。

受験資格

(1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者（二年修了）。

(2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者（一年修了）。

(3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、または、外国で歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者。

試験科目

(1) 学説試験—解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、歯科臨床概論及び歯科診療補助、衛生行政。

(2) 実地試験—歯科予防実技、歯科診療補助実技。

試験は毎年一回都道府県知事がおこないます。初任給は国立関係の病院で二年修了の者が本俸一七、九〇〇円、一年修了の者が一六、七〇〇円です。

【婦人をめぐる社会のうごき】

○第三回売春懇談会が参議院会館で開催された。衆参婦人議員八名、婦人相談員、有識者を中心に、今国会に提出の売春防止法改正案及び売春防止法制定十周年会合等について懇談が行なわれた。(五日)

○経済企画庁の付属研究機関である国民生活研究所では「家計主体のライフ・サイクルに関する実態調査」の結果を発表した。この調査は結婚してから老

「婦人の組織等」のう

○第一〇回全国地域婦人会が東京、青少年婦会に改組された。第一日はを団体の立場から考で三分科会での研究科会報告、「国土美化からの方向」に関和四十年京都道府県調査にもとづく「都について」の研究会が者は各都道府県婦人

(七・八日)

○一九六六年国際婦人
国際婦人デー中央
より東京、日比谷
れた。○生活を破壊
る公共料金、物価
発行に反対しよう。
をつなぎ、平和と
かちとろう等の中
に約五千人の婦人
言を採択の後、デ
なお、各地で地方

カイザリング女史の講演から

婦人少年局は、四月十六日産経会館で、アメリカ合衆国労働省婦人少年局長メアリー・カイザリング女史の講演と懇談の会を催した。女史は経済・統計学の専門家で、一九四一年連邦政府に入り、経済関係の仕事に就いていたが、六四年婦人少年局長となり、その後同局長となった。

講演はアメリカ婦人の地位についての政府の政策を中心に一時間半にわたって行なわれ、そのあと約三〇分間、出席者との間に懇談が行なわれた。

つきにかいつまんで講演の内容をお伝えしよう。

以前は、世界は貧困と不安に満ちていましたが、今日では私たちが持っている資源をうまく使えば、多くの人々にすばらしい生活をもたらすことができる時代になりました。戦後の日本の経済的成長はそのことを物語るものだと思います。今日私どもがもつ経済的繁栄を持続できるならば、すべての人をエスカレーターにのせて、経済的繁栄に導くことができるとでしょう。しかし、この物質的な繁栄は精神的な価値を勝ちとるためにこそ意

味のあるものであることを忘れてはならないと思います。

今日の時代は、あらゆる分野における再評価の時代です。あらゆる資源を有効に使っているか、すべての価値を正當に生み出しているかについて、再評価する必要があります。この意味において、一九六四年にアメリカで制定された公民権法は価値のあるものだと思います。なぜならアメリカが国の基盤としている民主主義の再評価——たとえば、男女の差別や人種差別の撤廃、完全雇用の問題等を再評価して、それを完全に勝ちとるために、さらに努力しようというのです。

アメリカでは現在、年収三千ドル以下を貧乏のカテゴリーに入れていますが、すべての人に働く機会を与えることによって経済的価値を得させ、十年以内にこのライン以下の層をなくしようと努力しています。日本の場合は、非常に急速に経済成長がなされたので、今後は、その成果を公平に分配することに成功すれば、よい結果がもたらされることは確実だと思います。

アメリカでは、この再評価の一つの大きな対象として、人的資源の有効な動員ということが最高指導者によって提唱されていますが、注目すべきことは、それが婦人に向けられていることです。過去四年間に国全体にわたって婦人の地位や役割について再評価する運動がすすめられ、婦人雇用の障害になっているものは

法律の欠陥か、あるいは社会的慣習かというように、細かく検討され始めています。一九六一年にケネディは、高いレベルの婦人の地位のための委員会を組織し、雇用・法律・教育・家族・地域社会の問題など、七つの小委員会を設けて、その研究結果の報告書を提出させて、問題を提起しました。

婦人の雇用について言えば、婦人の雇用労働者数は戦前の三倍になりましたが産業構造の中で婦人の占める地位は相変わらず低く、大多数は低賃金の職種についており、専門職についている婦人の数は少ないのです。この現象は現在、世界のどの国にも見られることです。三年前、先天的能力には差はありません。三年前、ジョンソン大統領は行政命令として、公務員において男女差別をしないことを命じましたが、これは雇うときも、就職後も厳密に実施されています。

ジョンソン大統領は、この命令後六週間以内に有能な五〇人の婦人を登用し、今日では一三〇人の婦人が政府の高い地位につき、七〇〇人の女性が年俸一万ドル以上の地位に登用されました。絶対数としては少ない数ですが、連邦政府のあり方が民間の手本になるということに狙いがあったのです。

婦人の地位委員会の業績はこのほかに、もたなくさんあります。教育の問題にも大きな影響を与え、少女たちは大きな希望をもって自分たちの将来を考えることが

できるようになりました。また、奉仕活動の面でも婦人は大きな刺激を受け、賃金を得て働くだけでなく、ボランティア活動も盛んになってきています。政治的な面への進出も望んでいますし、今ではアメリカの四十七州に婦人の地位委員会が設けられて、それぞれ活動をしています。

私が外国を訪問して、よく質問されることは、「アメリカの男性は女性をどう考えているか」ということです。その質問の答えとして、私はジョンソンの言葉を借りたいと思います。それは「正しく、まともな社会にむかってアメリカが進歩している度合いは、男性と女性がどのような関係にあるか、また、男性が婦人に対してどう考えているか、その内容が尺度となる」という言葉です。

アメリカの偉大さは、あらゆる人に対して機会が均等に開放され、門戸が広く開かれているかどうかにかかっています。彼が強調していることは、あらゆることがあらゆる人に——人種・学歴・性別のちがいがいかかわりなく——開かれなければならない、ということです。このことは日本においても考えられなければならないことです。これこそ民主主義社会の基盤であるからです。

資料ダイジェスト

労働力開発と衛生管理

勝 木 新 次

(労働衛生・第七巻二号)

「労働衛生」は中央労働災害防止協会が発行している月刊誌(B五判約七〇頁)である。今回紹介する「労働力開発と衛生管理」は、昨年十一月開催された全国労働衛生大会での勝木新次氏の特別講演をまとめたもので、約八頁におさめられている。紙面の都合で全般を紹介することはできないが、「労働力の開発」が、技術の進歩に伴う技能工の需要の増大と、出生率の低下による若年層の不足等の理由から問題になっている際、職場の衛生管理という観点からこの問題にふれた本稿は参考になる点が多いと考えられる。

はしがき

「労働力開発」ということが最近論議に上るようになったのは、出生率が顕著に低下し義務教育の終わる年齢の人口が年々減少している上に、進学率が高くなり、就業の年齢が高まってきたことから、経済発展に伴って増大する労働力需要を若い労働力で賄えなくなってきたことに一つの原因がある。他方、技術の進歩、産業構造の変化に伴い、技能工の需要が特に増大したという事情もある。

したがって需要に見合う労働力という問題のみでなく質の面から求めねばならず、教育・住宅・交通衛生上の諸問題など広く複雑な問題んでいるが、ここでは職場における管理に関連のある部分にだけ問題についてべる。

採用時身体検査

職場の衛生管理は、採用時の身体検査の一つの発足点としているが、従来採用時に有病者を排除することを主とし、多数の応募者の中から健康・面でも優れた者を選んで採用する考え方で行なわれてきた。しかし、若年労働力の不足から、多くの事業戦前に作られた採用時身体検査の定規準が、そのまま使用できなくなっている。すなわち、今後は、作業に者はなるべく多く採用するという考えを転換せざるを得ないことになる。たとすれば、採用時検査の本当の意は不適者排除だけでなく、採用者を適性に従っていかん適職に配置するに配置したあと各人の余力や健康に、また作業の性質に応じて各人にような健康保護の手をのべるべきであるために行なうという考え方が十なってくる。

そのためには第一点として現在の安全衛生規則は結核対策に眼目をおのであるが、一部の作業ではそのに対する労働者の適性にねらいをおい

若い人に比べて心身機能において劣る点がある。適職を探して、そこに中高年者をつけようという考えで努力がなされてきた。しかし最近、中高年者の就業をめぐる、こうした考え方に変化が起ころいつある。

それは第一に、年齢に伴う各種機能の衰えには著しい個人差がある。したがって、各個人の諸機能をしらべてその人の生理的年齢を評定しなければ、その人の適性を考えることはできないという議論も出てくる。個人差が何によってあらわれるかという点、一部、生来の遺伝的素質や、疾病の後遺症の累積であるかもしれない。しかし他方、老化現象は過去の生活史を反映するという傾向も顕著である。このことは多くの示唆を含んでいる。

第一に、若いときから多方面の機能をよく用いるような生活形態をとるようになれば、その人は中高年になっても幅広い作業適性を保持することが可能である。第二に、中高年になっても多年経験をつんできた職業、或いはそれに近縁の仕事をするのが有利であって、全く方面のちがった仕事につくために再訓練の大きな努力を払うより賢明である。すなわち、中高年以後の転業には、はるかそれより遡った年齢における準備が必要なのである。

もう一つ中高年の労働について重要なことは、作業条件によって、若い労働力との差の大小が異なるということであ

る。視力と照明条件は一例だが、老人にも働きやすい作業条件をととのえる職務の再設計「Job Redesign」が必要である。最近、OECDは、この「Job Redesign」推進についての国際協力を提唱しているが、これは老人に限らず、若い労働者も含めた全体の作業能率を向上せしめる方途でもある。即ち、人間工学の実践的応用は中高年労働者を次第に多く含まざるを得ない今後の産業において極めて重要な意義をもつのである。

一方、中高年労働力のもつ長所としては、経験が体力の低下を補う、情緒的に安定している、責任感が強い、これらに関連して欠勤、移動が少ない等、安定した作業態度のゆえに相当高い作業能率をあげている事例を報告している人も少なくない。もちろん中高年者就業の割合が高まれば、日常の健康管理にも特別の考慮が必要となり、特別な健康保護の手をうつために身体検査においても特別の検査項目を付加する必要が起ってくる。

以上のことから、労働者のもつ欠陥に光をあてるのではなく、その人のもつ能力に着目して活用を考えるとすることに考え方の重点をおくことが大切である。

勝木氏はさらに「身体障害者の雇用促進」「労働者の体育問題」について興味深い指摘をされているが、今回は紙面の都合で割愛させていただく。

(中央労働災害防止協会発行)

定価一〇〇円

一新刊一紹介

ボランティア活動のすすめ

大学婦人協会社会福祉委員会編

本書は、先に本欄で紹介した大学婦人協会編「社会福祉のためのボランティア活動入門」の続編として作成された。

先のものがボランティア活動の基本的な考え方や心がけを中心に書かれたのにたいして、この本は、ボランティア活動が実際にはどうなされているか、また、どんな活動をどのように行なうのが効果的か、ということを中心に掲げている。

ボランティア活動の「実技編」というべきもので、実際活動の中で、あるいは、その入口で利用されれば非常に参考になる。

中味は主婦・学生・勤労者などボランティア活動を行なう「人」の種類によって活動をわけ、それぞれの立場の特徴や利点に即して活動のあり方を具体的に紹介している。巻末の「便利メモ」には、施設や器物の手入れのしかた、手工の手ほどき、ゲームの遊び方など、活動の中で必要となる知識をわかりやすく説明するなど、だれでもが安

心感をもって活動に入っていけるようにという行きとどいた配慮が感じられる。

これまでほとんどなかったボランティア活動のための親切な手引書として、社会福祉に関心をもたれる方々におすすめしたい。

また本書は現在わが国で行なわれているボランティア活動の実態を知るための資料としても適切である。

○ 主要目次

- I 学生のボランティア活動
- II 中・高校生のボランティア活動
- III 勤労者のボランティア活動
- IV 職能を生かしてのボランティア活動
- V 主婦のボランティア活動
- VI 家族ぐるみのボランティア活動
- VII 問題をもった人自身でのボランティア活動
- VIII 便利メモ

全国社会福祉協議会発行

A5判 一五九頁 定価二八〇円

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定期刊行物（昭和41年4月受入）

資 料 名	月号別	発 行 所	主 要 目 次
職業安定業務月報	特集号	労働省職業安定局	○昭和40年3月新規学卒者の職業紹介状況及び初任給調査報告
労働統計調査月報	Vol. 18 No. 3	労働省労働統計調査部	○カナダにおける女子労働者の現状 ○年齢別の職業紹介状況
企業通信	No. 111	企業通信社	○中小企業産地別の賃金状況（労働省調）
海外労働経済月報	第15巻第 12号	労働省労働統計調査部	○技術革新の雇用への影響の緩和 ○アメリカ：所定外労働の実態
看護	4月号	日本看護協会	○特集・働く婦人の健康 ・ 婦人と貧血 ・ 母性保護のための施策 ・ 看護婦と健康 ・ 聖ルカ病院の主婦の健康相談 ・ 衛生管理者として女子従業員の健康に思う ・ 工場女子従業員の健康 ・ 職場の母性保護に関する調査 ・ 助産婦・看護婦の健康問題を考える
労務事情 NEWS	No. 64	産業労働調査所	○三和銀行の女子年金制度
“	No. 65	“	○労働時間短縮をめぐる実態（東京商工会議所調）
同 盟	4月号	日本労働総同盟	○20年の婦人のあしあと ○ILO婦人労働問題
生活科学調査報	5月	生活科学調査会	○イギリスとアメリカの女子パートタイマー（婦人問題懇談会） ○女教師の産休実態調査（日教組）
労働法令通信	No. 9	労働法令協会	○家内労働における労働条件の改善整備を通達 ○雇用対策法案について雇用審議会が答申
官 公 労 働	4月号	官業労働研究所	○賃金決定における国家の役割 ○賃金合理化の方向と問題点
労 働 問 題	5月	日本評論新社	○家庭責任をもつ女子労働者（図説） ○パートタイマーの現状と展望
労 働 時 報	3月	労 働 省	○勤労者財産形成策基礎調査 ○わが国内労働の現状
労務管理通信	No. 9	労働法令協会	○教育訓練特集 ことしの新入社員教育はどう行なわれているか
International Labour Review	Vol. 92 No. 5	I L O	○Employment of Women in the Czechoslovak Socialist Republic ○Retraining in the United States: problems and progress
The Labour Gazette	Jan. Feb.	カナダ労働省	○Female Union Members Form 15.4 Per Cent of total membership

女子の就業者数と完全失業者数

(1965年12月)

1人1か月平均現金給与総額

(1965年12月)

産業	女子	男子	女子の割合	男子の割合	女子の平均給与	男子の平均給与
就業者	1,800	2,861	38.6	61.4	47	47
自営業	261	671	28.0	72.0	8	8
家族従業者	643	214	75.0	25.0	25	25
雇用者	895	1,973	31.2	68.8	80	80
農林業	11	31	26.2	73.8	2	2
漁業、水産養殖業	2	18	10.0	90.0	2	2
鉱業	3	32	8.6	91.4	1	1
建設業	42	230	15.4	84.6	2	2
製造業	311	692	31.0	69.0	22	22
卸小売、金融保険、不動産業	238	336	41.5	58.5	25	25
運輸通信、電気、ガス、水道業	37	269	12.1	87.9	1	1
サービス業務	230	251	47.8	52.2	30	30
公	21	114	15.6	84.4	1	1
完全失業者	20	19	52.6	47.4	2	2

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	45,634	97,423	46.8
鉱業	34,961	81,668	42.8
建設業	35,411	83,070	42.6
製造業	39,158	90,054	43.5
卸売業	45,537	97,813	46.6
金融、保険業	72,287	153,932	47.0
不動産業	55,742	129,930	42.9
運輸業	71,096	112,695	63.1
電気、ガス、水道業	88,278	148,050	59.6

「注」1) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

2) ※印の数字は誤差率が大きいから特に注意して使用されたい。

—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○第一四回全国婦人会議開催

第十八回婦人週間の中央行事として第十四回全国婦人会議を四月十三日と十六日まで、東京において開催した(詳細は本号記事参照)。

○カイザリング女史を囲む懇談会

婦人少年局では、このほど来日した、アメリカの労働省婦人局長メアリー・カイザリング女史を囲む懇談会を四月二十六日、産経会館において、婦人団体・労働組合・有識者・報道関係者を招いて開催した。

○婦人少年局人事異動(カンソ内は前任)

(茨城婦人少年室) 伊藤孝子

辞職 (二月二十八日付)

(滋賀婦人少年室) 坂出靖子

辞職 (三月一日付)

東京婦人少年室採用 木村雅世子

(年少労働課長補佐) 広田寿子

辞職 (三月十五日付)

(新任、四月一日付) 日本女子大学家政学部家政経済学科専任講師

(静岡婦人少年室) 前田なみき

辞職 (三月十六日付)

(婦人少年局庶務課長) 海野将親

中央労働委員会事務局庶務課長

(職業安定局庶務課長補佐) 境長紀

婦人少年局庶務課長 (三月十六日付)

(宮崎婦人少年室) 富高継子

辞職 (三月三十一日付)

(愛知婦人少年室) 加藤郁江

辞職 (四月五日付)

(群馬婦人少年室) 吉川典子

辞職 (四月五日付)

千葉婦人少年室採用 鈴木尊子

(四月十一日付)

○高橋婦人少年局長海外出張へ

高橋婦人少年局長は働く婦人の地位に関するオーストラリア会議への出席及びニュージーランドにおける婦人労働事情視察のため四月十三日羽田を出発した。期間、四月三十日と五月十三日。

「こらんになりましたか」

○一九六四年(昭和三十九年)の婦人に関する動き

○第十三回全国婦人会議 私たちの生活と文化——婦人関係一般資料——

昭和四十二年五月一日 印刷
昭和四十一年五月五日 発行

婦人少年局 第十四巻第五号
通巻四百四十五号

定価 六十円 千六円

編集人 久米愛

発行人 平林たい子

印刷人 網野栄

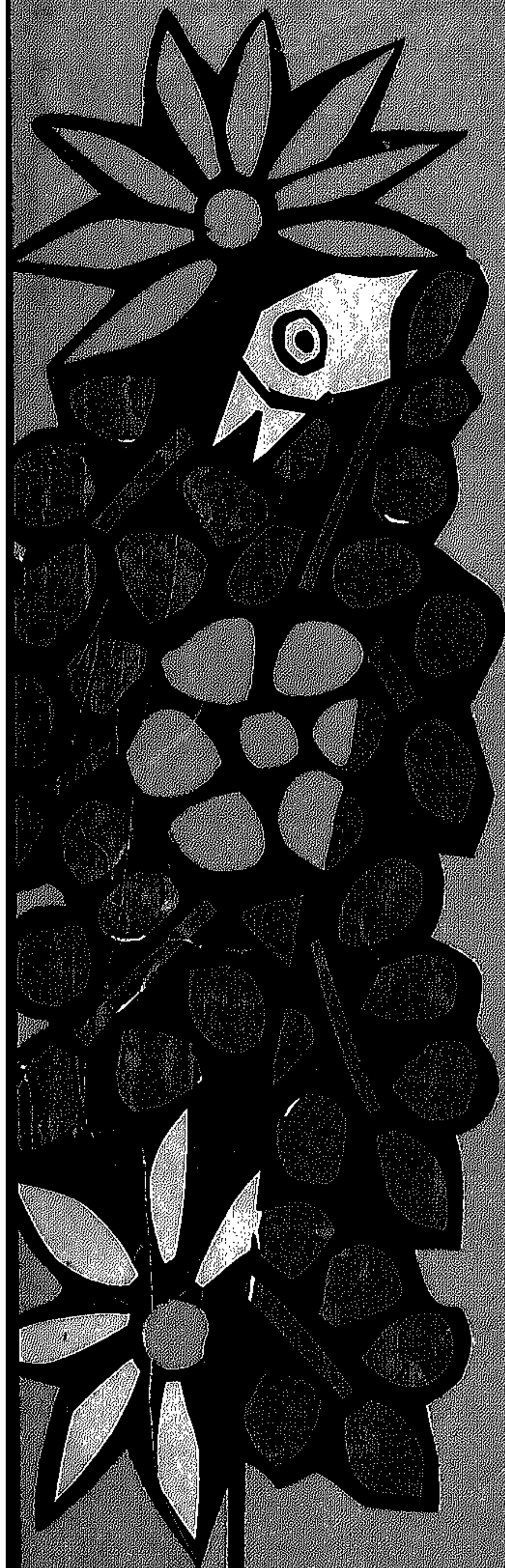
東京都文京区小口向町一番地

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一

(日本職業協会の内)

発行所 婦人少年協会

電話九段(261) 九五九八七
振替口座東京一〇七九一四



昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和四十一年五月五日 発行 (毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第十四巻 第五号)

定価 六十円 (送料六円)

◆第18回婦人週間

—第14回全国婦人会議の報告—

婦人少年協会